

中央区教育振興基本計画

子どもが輝く
教育のまち 中央区 に向けて

平成 22 年 3 月

中央区教育委員会

目 次

I 教育振興基本計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目的および位置づけ等	1
3 中央区基本計画等との関係	3
II 計画策定の背景	4
1 教育を取り巻く環境の変化	4
2 「教育の中央区」の推進	5
3 中央区の子どもの人口	5
III 「教育の中央区」が展開するこれからの教育の基本的な考え方	7
1 中央区の教育目標	7
2 これからの中央区の教育	8
IV 3つの視点に基づき当面5年間に重点的に取り組む施策	12
1 「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開	16
2 「学校力」の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり	39
3 「社会全体」で支える子どもの健全な育成	52
V 教育振興基本計画の実現に向けて	62
1 国や東京都への積極的な働きかけ	62
2 教育委員会活動のさらなる充実に向けて	62
用語の説明	64
参考「中央区の教育環境に関する基本条例」	70
中央区教育振興基本計画検討委員会における検討経過	72
中央区教育振興基本計画検討委員会委員名簿	74

I 教育振興基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

近年、社会状況は急激に変化し、物質的な豊かさや利便性を追求する風潮の中で、子どもたちの生活習慣の乱れや規範意識の欠如、学ぶ意欲や学力・体力の低下、子どもや家庭と地域社会との連帯感の希薄化など、さまざまな課題が山積しています。

このような中、これからの新しい時代の教育の基本理念を明示する教育基本法の改正が行われるとともに、我が国の教育のあり方を見直すためのさまざまな議論がなされるなど、未来を切り拓く「教育」への社会の期待と関心はますます大きくなっています。

次代を担う子どもたち一人ひとりと真剣に向き合い、その成長をしっかりと支えるためには、学校が本来の機能を十分に発揮することはもとより、学校・家庭・地域がともに連携・協力できる体制を築き、それぞれの役割を十分に機能させるためのしくみづくりが必要です。

中央区基本計画2008（平成20(2008)年2月）では、「子どもが輝く子育て・教育のまち」という本区の10年後の姿を明らかにしつつ、学校教育などの積極的な施策の推進を計画化しています。

そこで、この「10年後の姿」を念頭に置きつつ本区教育目標の実現に向けて着実な教育施策の前進を図っていくために、「中央区教育振興基本計画」を策定しました。

基本計画2008における「10年後の姿」（抜粋）

- * 家庭・地域・保育所・幼稚園・学校など幅広い連携が進み、子どもたちは、地域全体で見守られながら健康で心豊かに成長しています。
- * 子どもたちが個性と能力をはぐくみながら、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力の3つの要素からなる「生きる力」を向上させるため、いきいきと学んでいます。
- * 「教育の中央区」にふさわしい質の高い教育が行われ、地域の伝統や文化を誇りを持って受け継いだ若者たちが、国際社会で活躍するとともに、中央区の魅力の世界に発信する担い手として成長しています。

2 計画の目的および位置づけ等

(1) 目的

この計画は、教育を取り巻く環境の変化と子どもの現状を的確にとらえ取り組むべき課題の整理を行うとともに、中央区の教育目標と本区がめざすこれからの「教育」の実現に向けた施策を総合的かつ体系的に明らかにし、あわせてその内容を区民にわかりやすく示すことを目的とします。

(2) 位置づけ

教育基本法第17条に規定される「教育振興基本計画」として位置づけます。

(3) 計画の範囲

計画の範囲は「主に学校教育と学校教育との関連において必要とされる図書館などの社会教育分野」とし、基本的には学校教育分野の総合計画とします。

なお、具体的な施策の推進にあたっては、生涯学習等の関連部局との連携を図っていきます。

(4) 計画の期間

① 基本施策

基本施策は、概ね今後10年間を通じ「本区がめざす教育の方向性」として掲げるものです。

② 個別施策

個別施策は、平成22(2010)年度から26(2014)年度までの当面5年間に、基本施策に沿い「計画的・重点的に取り組む具体的な施策」として掲げるものです。

なお、計画期間内においても、教育環境の変化や制度等に変更が生じた場合には必要に応じた見直しなどを行うものとします。

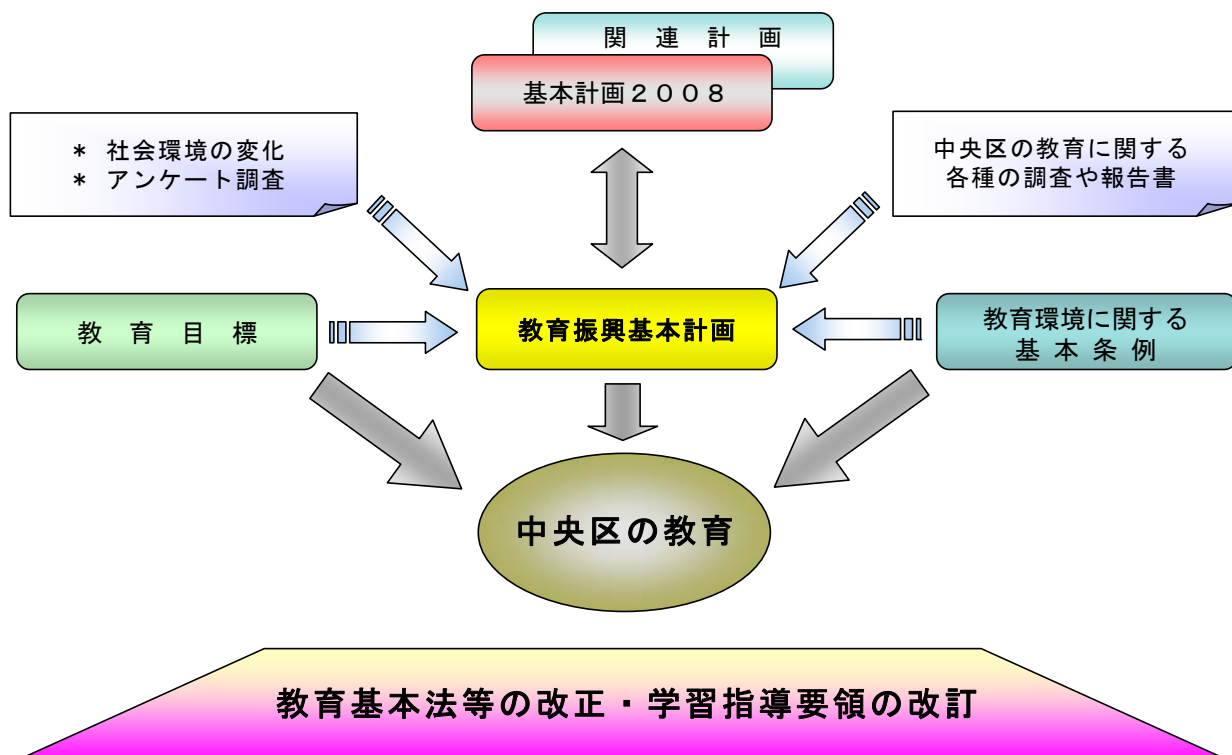
(5) その他

計画の策定にあたり、平成21(2009)年7月に「中央区教育振興基本計画検討委員会」を設置(74頁 委員名簿)し、計画に盛り込むべき内容等についての検討(72頁 検討経過)を行いました。

また、あわせて児童生徒・保護者・教員に対しアンケート調査(平成21(2009)年7月)を実施しました。本文中に記載のある「児童生徒アンケート」「保護者アンケート」「教員アンケート」とはこの調査の結果です。

3 中央区基本計画等との関係

本計画の策定にあたっては、「中央区基本計画2008」はもとより、次世代育成支援行動計画を包含する「第三次中央区保健医療福祉計画（平成21(2009)年3月)」などの関連計画等との整合性を図っています。



II 計画策定の背景

1 教育を取り巻く環境の変化

子どもたちの教育を取り巻く環境は、都市化や核家族化、少子高齢化、高度情報化、国際化の進行、地球環境問題の顕在化、金融危機と経済の低迷など、さまざまな社会経済情勢の変化の中であって大きく変わってきています。

こうした中、今日、子どもたちの規範意識の低下、学ぶ意欲や学力の低下、問題行動、家庭や地域社会の教育力の低下などが指摘されています。特に、平成18(2006)年の経済協力開発機構(OECD)の学力到達度調査(PISA)結果の国際比較では、我が国の子どもたちに、読解力や知識・技能等を実生活のさまざまな場面で活用する力に課題があること、学習意欲が低下していることなどが話題となりました。

このような中、平成18(2006)年12月、約60年ぶりに改正された教育基本法では、「人格の完成」や「社会の形成者」など教育の果たすべき普遍的な役割は継承しつつ、子どもたちに変化の激しい社会を生きるために必要な能力、資質、態度をはぐくむことをめざし、これからの教育のあり方の理念と方向性が示されました。そして、あわせて地方公共団体においても国の計画を参考に「教育振興基本計画」を策定することが努力義務として規定されました。

また、平成19(2007)年6月には学校教育法などのいわゆる教育三法の改正も行われ、翌平成20(2008)年3月には学習指導要領の改訂も行われました。新学習指導要領は、小学校については平成23(2011)年度、中学校については平成24(2012)年度からそれぞれ全面実施される予定です。(なお、同時に改訂された幼稚園教育要領は平成21(2009)年度から実施されています。)まさに、新しい小・中学校教育が出発しようとしています。

国においては、平成20(2008)年7月に「教育振興基本計画」を策定し、今後10年間を通じて①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる、②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てるという2つの基本方針を掲げています。

さらに、東京都においては平成20(2008)年5月に、近未来の東京のめざすべき姿とそれに向けた政策展開の方向を示す都市戦略として策定した「10年後の東京」との整合を図りながら「東京都教育ビジョン(第2次)」を策定し、①社会全体で子どもの教育に取り組むこと、②「生きる力」をはぐくむ教育を推進することを掲げるとともに、施策展開の3つの視点として家庭や地域の教育力向上を支援すること、教育の質の向上・教育環境の整備を推進すること、子ども・若者の未来を応援することを示しています。

2 「教育の中央区」の推進

江戸時代以降、日本の文化、商業、情報の中心地として発展してきた中央区は、あわせて都心に位置することから、歴史、伝統、文化と先進性が調和するまちであり、文化施設をはじめとした各種の集積を教育資源として活用できる一方、自然環境という面では制約もあります。

学校教育では、明治以降の歴史と伝統を有する学校が多く、しかもほとんどの幼稚園が小学校に併設されていることや、最近では区全体の人口増加を背景に一部地域での児童の急増がみられるなどの特性を持っています。

本区はかねてより「教育の中央区」を標榜し、平成11(1999)年4月には全国初となる「教育環境に関する基本条例」を制定し、子どもの教育環境について大人の責任を明確にして教育環境の維持向上に努めてきました。さらに近年では、平成16(2004)年に「中央区の教育を考える懇談会」、平成18(2006)年に「中央区学校教育検討会」、平成20(2008)年には「教育の中央区学校づくり検討会」を設置し、中央区における新しい学校・学校教育像の構築に向けた研究・検討を行い、学力向上や一人ひとりに応じた教育を推進するさまざまな中央区の実情に応じた教育施策を順次展開してきました。

こうしたこれまでの取組を発展させ、教育環境の変化に対応したさらなる総合的・計画的な教育改革を推進していきます。

3 中央区の子どもの人口

(1) 新たな居住者の増加と人口増加

中央区が全庁をあげて積極的に展開した総合的な人口回復施策と都心回帰の動きが相まって、国全体が人口減少と少子高齢化に向かう中で、本区では子育て世代を中心とした人口が急増し、子どもの数も増加しています。(図1・6頁 図2)

図1 中央区の人口の推移

住民基本台帳（毎年4月1日現在）

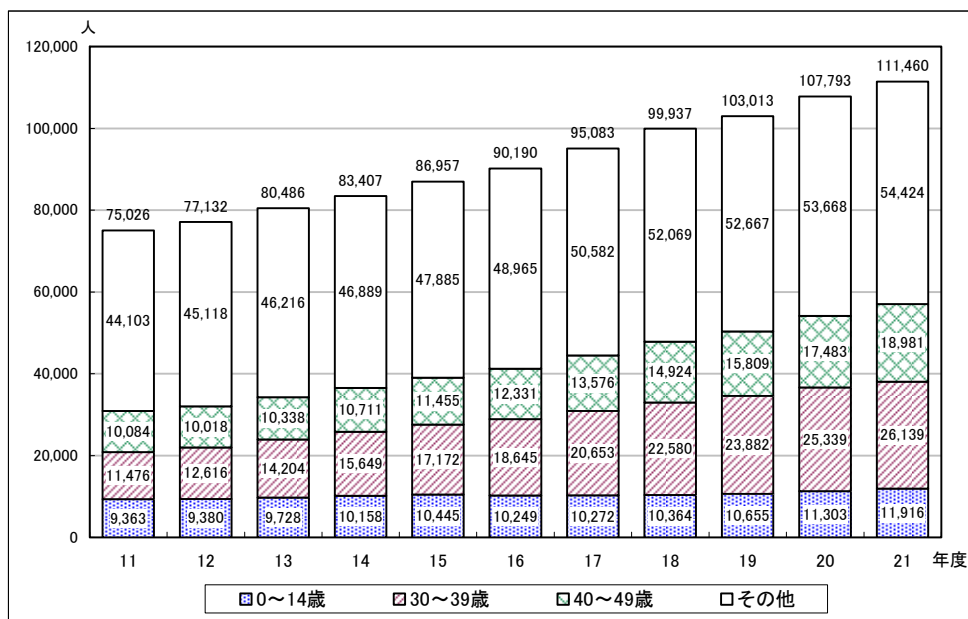
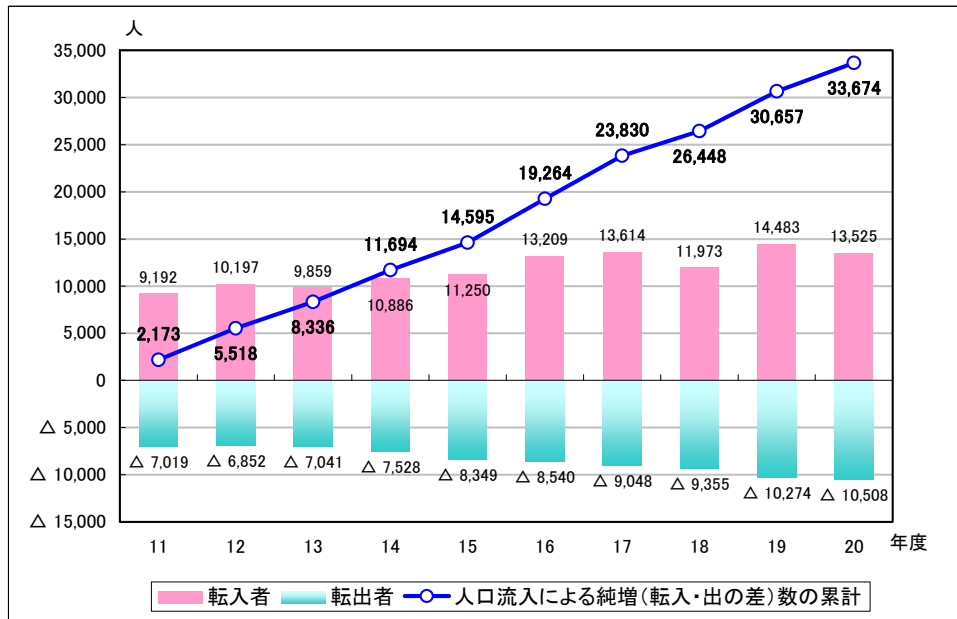


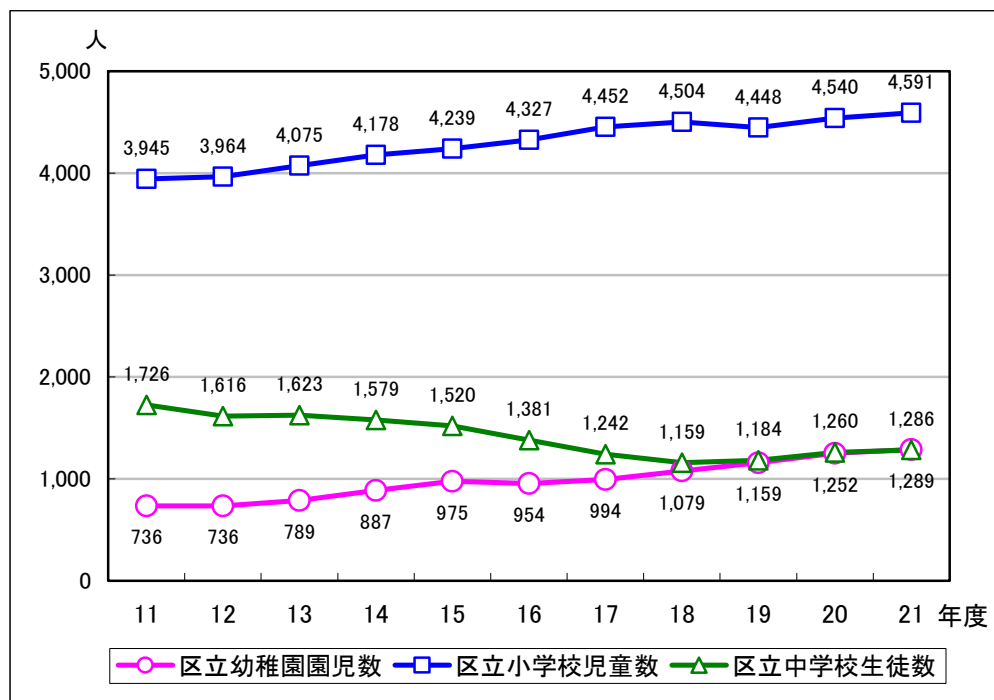
図2 中央区の転入・転出者の推移



(2) 中央区の園児・児童・生徒数の推移

平成11(1999)年度から20(2008)年度にかけての区立幼稚園園児・小学校児童・中学校生徒数の推移(図3)を見ると、幼稚園、小学校ともに園児数・児童数が伸びています。中学校については生徒数が減少傾向にあったものの、ここ数年は増加基調にあります。

図3 中央区の区立幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒数の推移



園児、児童、生徒数は、学校基本調査(毎年5月1日現在)

Ⅲ 「教育の中央区」が展開するこれからの教育の基本的な考え方

1 中央区の教育目標

中央区教育委員会は、「次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、勤労と責任を重んじ、広く国際社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かなひととして成長することをめざす」とともに、「区民の生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を支援する」ため、次の「教育目標」を掲げています。

中央区の「教育目標」

- 子どもたちが希望に満ち、自らの未来を切り拓いていけるように
 - ・ 思いやりの心、健康な体、強い意志を持つひと
 - ・ すすんで学び、考え、行動するひと
 - ・ ひとの役に立つことを積極的に行うひとの育成に向けた教育を推進します。
- 子どものころから生涯を通じて、文化やスポーツなどの活動に親しむことができるよう、関係機関等と連携して生涯学習を推進します。

また、この「教育目標」の実現に向けて、次の「基本方針」を定め教育行政を推進しています。

- ① 豊かな心、温かな人間関係をはぐくむ教育の推進
- ② 個性や能力を伸ばす教育の推進
- ③ 健康な体づくりの推進
- ④ 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

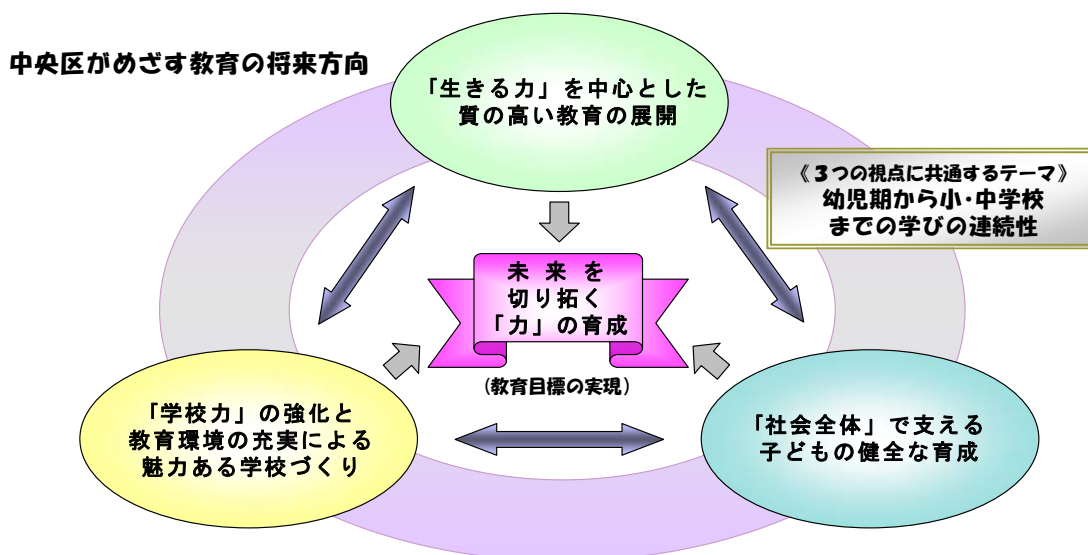
2 これからの中央区の教育

現行の4つの基本方針は、言わば「知」「徳」「体」の3分野別の方針と生涯学習支援に関する方針から構成されています。

この計画では、この現行の基本方針に共通する「教育内容」「教育の場」「家庭・地域」の3つの視点で「教育目標」実現に向けての施策の体系化を図り、現行基本方針と相まって積極的な施策の展開を図るものです。

すなわち、本区教育目標の実現と「教育の中央区」にふさわしいこれからの「教育」のあり方について、第一に「教育内容そのものの充実」、第二に「その教育の場となる優れた学校づくり」、そして第三に「子どもたちの健全な育成は学校だけではなく家庭・地域を含む社会全体で支えるもの」という3つの視点から、今後概ね10年間の中央区の教育の将来方向を次のように整理しました。

また、本区のほとんどの幼稚園が小学校に併設されているという地域特性をいかし、就学前教育から義務教育9年間にいたる「幼児期から小・中学校までの学びの連続性」を、3つの視点に共通するテーマとして設定しました。



(1) 第一の視点

“「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開”

今日のように変化の激しい時代にあっては、予測しえないような問題が発生することも多く、社会もまたそれを構成する個人の生き方も大きく左右されることがあり、将来の展望を持ちにくい若者が増えるなど、子どもの育成環境には厳しいものがあります。

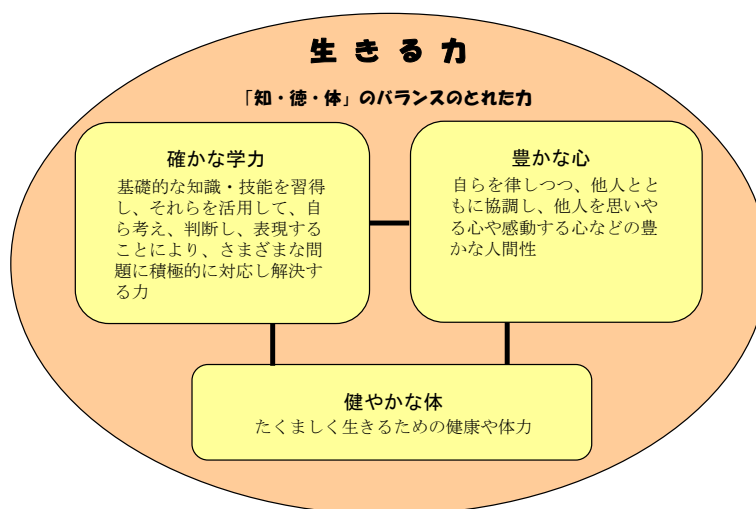
このような時代にあっても次代を担う子どもたちが、新しい未知の課題などさまざまな荒波に遭遇してもくじけず負けずに、試行錯誤を繰り返しながらも自ら考え判断し、その解決に向けて積極的に立ち向かっていくことができる「力」を培うことがとても重要です。

教育課程の基準となる新学習指導要領においても、次代を担う子どもたちに必要な力は、自己の未来を見据え、現実の課題に正対し、その克服に向けて自己の能力を最大限に発揮できる力、すなわち「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体のバ

ランスがとれた「生きる力」にはかならないと指摘しています。

本区においても、この「生きる力」を中心とし、基礎・基本の学力の定着とそれらを活用する能力の育成、いのちを大切に豊かな心と健やかな体を育てる「質の高い教育」を推進することが重要です。

そこで、このような変化の激しい社会において主体的に将来を創造し生きていくために、① 基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、それらを活用する力を高め、思考力・判断力・表現力の育成を図る「確かな学力」、② 他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、③ たくましく生きるための「健やかな体」の知・徳・体のバランスのとれた教育を推進します。そして、この「生きる力」の育成に向けたきめ細かな指導の一層の充実を図る中で、子どもたちの学習意欲を高めるとともに、子どもたち一人ひとりの「個性と能力を伸ばす」という質の高い教育を展開します。



また、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの可能性を最大限に引き出し、社会に参加し自立して生きていく力をはぐくみます。

さらに、本区には小学校に幼稚園が併設(1園除く)されているという特色があるため、この特色をいかし、人間形成の基礎を培う就学前教育の充実や「小1プロブレム」「中1ギャップ」等への適切な対応、「つまずきをそのままにさせない」きめ細かな指導などをはじめとした幼・小・中の連携強化により、「幼から小」「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育9年間にいたる学びの連続性を確保します。

この第一の視点からの基本的な施策は次のとおりです。

基本施策 1 確かな学力の向上

- 〃 2 豊かな心・社会性をはぐくむ教育の充実
- 〃 3 健康な体をつくる教育の充実
- 〃 4 特別支援教育の充実
- 〃 5 就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性

(2) 第二の視点

“「学校力」の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり”

今日、学校にはさまざまな課題の解決が求められています。それは学習指導や生活指導にとどまらず、少子化や核家族化に伴い低下傾向にある家庭教育力、高層マンション居住など生活スタイルの多様化や世代間のギャップなど地域のつながりの希薄化に伴い弱まりつつある地域の教育力、さらには自らの教育のあり方を点検・評価する機能の確立、団塊の世代の大量退職により生じた若年教員の増加に伴う指導力の維持・向上など、直面している課題はいずれもこれからの学校のあり方が問われる重要な事柄です。そして、教育の場である学校は、これら諸課題の解決なくして質の高い教育の実践は望めません。つまり、質の高い教育の展開には学校の総合的な教育力ともいえる「学校力」の向上と、そしてその教育環境の基盤となる学校づくりが不可欠であるといえます。

そのため、学校の組織的な運営力や指導力の強化を図り、機動力を高め、学校教育の課題を解決する力となる「学校力」を強化・向上させ、学校が「信頼される場」であり続けること、そして教員の育成を充実し、高い資質と能力を備えた意欲と指導力にあふれる「信頼される教員」を育てることに向けた取組を推進します。さらに、保護者や地域住民との緊密な連携・協力のもと、信頼と期待に応える学校づくりや創意ある教育活動を一層推進します。

また、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境の整備をはじめ、施設の老朽化や環境に配慮した適切な予防保全や改築・改修にも積極的に取り組みます。

この第二の視点からの基本的な施策は次のとおりです。

- | | |
|---------------|--------------------|
| 基本施策 1 | 教員の資質と能力の向上 |
| ” 2 | 子どもと保護者に期待される学校づくり |
| ” 3 | 信頼される学校づくり |
| ” 4 | 良好な学校環境の充実 |

(3) 第三の視点

“「社会全体」で支える子どもの健全な育成”

我が国は、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割をもち、子どもたちを温かく時には厳しく見守り育ててきたという歴史をもっています。しかし、近年、少子化・高齢化などが加速的に進行する中で、子どもを包む家庭や地域の教育力が弱まっていることが指摘されており、ややもすると子どもの健全育成について学校に多くの期待がかけられている傾向にあります。しかし、子どもの成長には学校が中心となりながらも学校・家庭・地域が緊密に連携し、それぞれの立場で教育力を発揮することが強く求められます。

このことにより、子どもたちの内面に、より多くの人々から育てられ、助けられたという感謝の気持ちが生まれるとともに、学校や地域への帰属意識が育成され、さらには学習に対する意欲も高まります。そして、学校が開かれ、学校外の教育力と連携を深めることで、学校の存在もより確かなものとなります。

国の教育振興基本計画では、社会の大きな変化等を踏まえ、地域の自発的な意志を尊重しながら新たな連携・協力のしくみを構築し、関係者が一体となって教育に取り組む必要があるとしています。本区においても、関係者のニーズを受け止め、それを教育活動に適切に反映させるなど、地域の潜在的な力をより積極的に活用していく必要があります。

そこで、学校・家庭・地域の連携や交流を深め、「社会全体」の教育力で子どもたちの健全な育成を進めていきます。そして、学校と地域が連携を深める中で、本区の地域人材やさまざまな教育資源を積極的に活用した教育活動のしくみづくりを進めるとともに、地域等と連携した安全・安心な環境づくりを推進します。

また、家庭は教育の原点です。保護者は子どもの基本的な生活習慣や社会モラルの向上などにおいて第一義的責任を有することを十分に自覚する必要がありますが、家庭の自主性を尊重しつつも、学校や関係機関、地域が一体となってこれを支援する必要があります。そのため、家庭における教育力の向上に向け、さまざまな機会を通じた積極的な支援を行っていきます。

さらに、生涯学習・スポーツ活動のさらなる活性化をめざし、図書館機能の充実や学校施設等を利用した支援を今後も一層充実していきます。

この第三の視点からの基本的な施策は次のとおりです。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>基本施策 1 地域との連携による子どもの健全育成</p> <p>” 2 家庭教育力の向上</p> <p>” 3 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|

IV 3つの視点に基づき当面5年間に重点的に取り組む施策

3つの視点 12の基本施策 32の個別施策

施策の体系

視点1 「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開

基本施策	個別施策
(1) 確かな学力の向上	① 子ども一人ひとりに応じた指導の充実
	② 学習意欲の向上と学習習慣の定着
	③ 土曜日や夏休み等を活用した学習機会の充実
	④ ICTの活用と情報教育の推進
	⑤ 国際性をはぐくむ教育の推進
(2) 豊かな心・社会性を はぐくむ教育の充実	① 心を育てる教育の推進
	② いじめや不登校のない学校づくり
	③ 豊かな体験活動とキャリア教育・環境教育の推進
(3) 健康な体をつくる教育の充実	① スポーツを通じた豊かな心と体力の向上
	② 学校における健康づくりの推進
(4) 特別支援教育の充実	① 社会参加に向けた一貫した特別支援教育体制の充実
	② 多様なニーズに対応した特別支援教育体制の充実
(5) 就学前教育の充実と 幼児期からの学びの連続性	① 小学校と幼稚園・保育所の連携強化
	② 幼児教育の推進と子育て支援機能の充実
	③ カリキュラム連携型小中一貫教育の推進
	④ 中学校と高等学校との連携

75の主要事業

主 要 事 業
1 学習力サポートテスト 2 自主学習支援テキスト 3 中学校における少人数指導の推進 4 小学校における少人数指導の推進
5 小学校における理科支援員の活用 6 学校図書館システムの活用 自主学習支援テキスト【再掲】
7 土曜学校公開 8 土曜スクール 9 中学生夏季集中講座
10 ICT環境の整備
11 英語教育の推進 12 中学生海外体験学習等 13 国際理解教室
14 人権教育の推進 15 道徳教育の推進 16 コミュニケーションを図る力の向上
17 教育相談 18 「いじめのない学校」づくり運動の推進 19 適応教室「わくわく21」 20 不登校解消に向けた支援
21 宿泊体験教室 22 社会奉仕活動の推進 23 キャリア教育 24 環境教育 25 教育センター特別課外授業
26 マイスクールスポーツ(1校1運動)の推進 27 中学校における体育指導の充実 28 小学校における体育指導の充実
29 食育推進モデル研究校による食育の推進 30 食育に関する特別授業 31 食育推進に対する支援 32 薬物乱用防止教室
33 特別支援教育の推進
34 特別支援学級 35 教育センターと福祉センターの連携推進 36 個別の教育支援計画による支援体制の強化
37 保・幼・小の相互連携の推進
38 体育指導補助員による幼稚園教育活動への支援 39 幼稚園型「認定こども園」 40 幼稚園における預かり保育
41 カリキュラム連携型小中一貫教育
42 中・高連携の推進

視点2 「学校力」の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり

基本施策	個別施策
(1) 教員の資質と能力の向上	① 意欲と指導力にあふれる教員の育成
	② 教員に対するサポート体制の充実
(2) 子どもと保護者に期待される学校づくり	① 特色ある教育活動の推進
	② 進路に対する不安の解消
	③ ニーズに応じた部活動の充実
(3) 信頼される学校づくり	① 学校情報の積極的な公開
	② 保護者や地域住民が参加する学校運営
(4) 良好な学校環境の充実	① 学校施設の機能の充実
	② エコスクールの推進

視点3 「社会全体」で支える子どもの健全な育成

基本施策	個別施策
(1) 地域との連携による子どもの健全育成	① 地域の人材や学習資源を活用した教育の推進
	② 地域交流の推進
	③ 子どもの居場所づくりの推進
	④ 関係機関等と連携した安全・安心な環境づくり
(2) 家庭教育力の向上	① 子どもをはぐくむ「親力」の育成と支援
(3) 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援	① 地域の学習拠点・情報拠点としての図書館機能の充実
	② 学校施設を活用した生涯学習活動への支援

主 要 事 業		
43 教員研修	44 教育センターの機能強化	45 メンタティーチャー制度
46 授業力向上のモデル研究		
47 学力向上アドバイザーの派遣		48 教員への支援
49 公立中学校のあり方検討		50 特色ある教育活動
51 中学校体験入学会		52 中学校における進路指導
53 卒業生(現役高校生)による受験セミナー		
54 中学校における部活動の活性化		多様な人材の活用推進【再掲】
55 学校ホームページへの支援		土曜学校公開【再掲】
56 学校評議員制度	57 学校評価	58 地域による学校サポート
59 学校等施設の機能の充実		60 学校・幼稚園の改築
61 学校危機管理マニュアルの整備		
62 エコスクール		

主 要 事 業		
63 多様な人材の活用推進		64 地域理解教室
65 子ども向け文化・歴史読本(仮称)の作成		
66 学校と地域との交流推進		
67 子どもの居場所「プレディ」		
68 セーフティー教室		69 地域と連携した子どもの安全安心対策
70 学校・家庭・地域の協力による規範意識の向上		71 家庭教育の向上
72 中央図書館の移転整備		73 子ども読書活動の推進
		74 図書館地域資料のデジタル化
子ども向け文化・歴史読本(仮称)の作成【再掲】		
75 学校施設等のスポーツ・レクリエーション開放		

1 「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開

(1) 確かな学力の向上

○ 現状と課題

すべての子どもたちに、自らの将来を主体的に生きていくために必要な学力を身に付けさせることは、公教育の重要な責務です。新学習指導要領では、社会がいかに変化しようとも自ら考え、主体的に課題を解決していく力をはぐくむために基礎・基本の知識・技能の習得に加え、それらを活用して、思考力・判断力・表現力の育成を図ることが求められています。

本区においては、これまでも学力の向上を図るため、子どもの学習状況に応じたきめ細かな指導などさまざまな取組を図ってきました。

しかし、平成18(2006)年に行われた経済協力開発機構(OECD)の学力到達度調査(PISA)の結果においては、科学的活用能力や数学的応用力、読解力などの学力が国際的な順位の中で下がっていることや、学ぼうとする意欲や家庭での学習習慣の低下が指摘されています。このようなことから、「活用能力」を高めることなどが教育の大きな課題となっています。

また、平成21(2009)年度「全国学力・学習状況調査」(表1)では、本区も全国の傾向と同様に「活用」に関する問題の平均正答率が「知識」に関する問題の平均正答率より低くなっており、「活用能力」を高めることが必要であることがわかりました。本区の場合、小学校では全国平均より5~10%高いのに対し、中学校では全国平均とほぼ同程度であることから、中学校におけるさらなる学力(「知識」と「活用」)の向上が課題となっています。

これらのことから、基礎・基本の知識や技能を確実に身に付けるとともに、それらを活用・応用することではぐくまれる思考力・判断力・表現力・コミュニケーション能力の育成を図る「確かな学力」を向上させることが必要となっています。

児童生徒に対するアンケート調査結果の「授業の理解度」では、全体としては理解している割合が高いものの、学年が進行するにつれ理解度が低下していることから、確かな学力の育成を図るために、子どもが意欲的に取り組めるような学習活動の工夫や、わかる授業を行うことなどが課題となっています。(17頁 図4・5)

表1 平成21(2009)年度全国学力・学習状況調査の平均正答率(文部科学省)

		国語(「知識」に関する問題)	国語(「活用」に関する問題)	算数・数学(「知識」に関する問題)	算数・数学(「活用」に関する問題)
小学校	全国	70.1%	50.7%	78.8%	55.0%
	中央区	76.4%	60.1%	83.7%	64.3%
中学校	全国	77.4%	75.0%	63.4%	57.6%
	中央区	79.7%	75.6%	64.8%	58.1%

図4 授業の理解度（児童生徒アンケート）

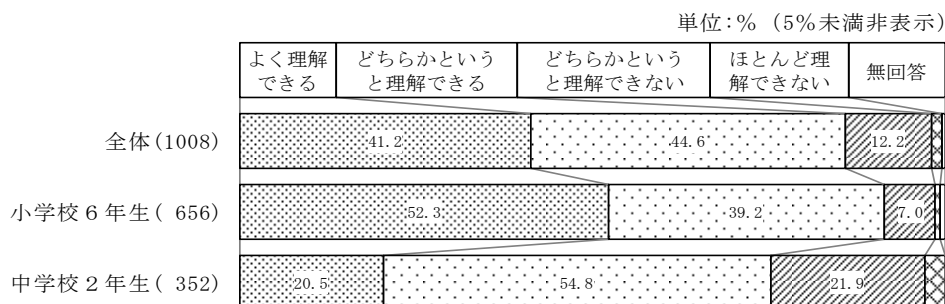
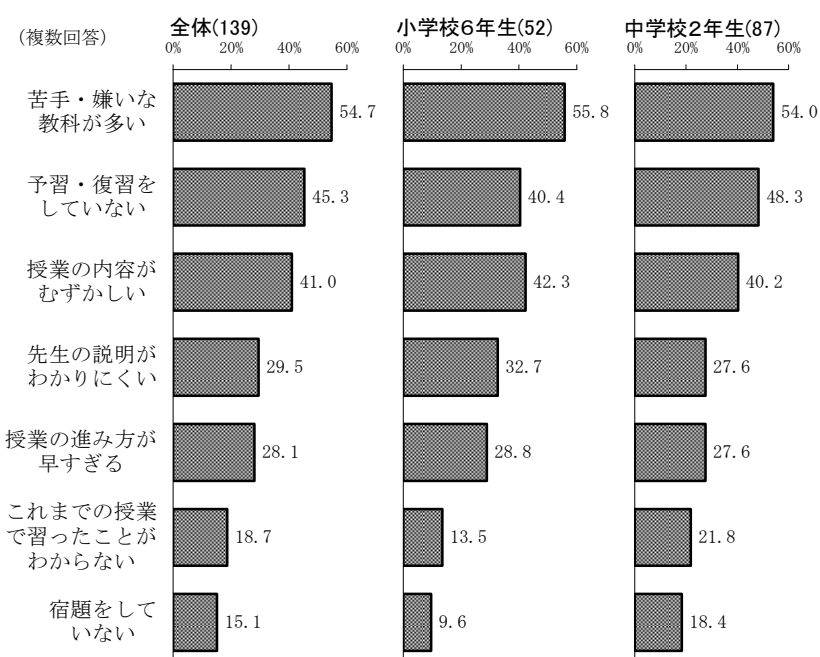


図5 授業が理解できない理由（児童生徒アンケート）



○ 取組の方向

「確かな学力の向上」を図るため、基礎・基本の習得とその活用を図ることで高まる思考力・判断力・表現力を身に付けさせるとともに、児童・生徒一人ひとりの学習状況を踏まえた指導や学習意欲を喚起する授業の充実を図るなど、少人数指導・習熟度別指導・個別指導などのきめ細かな指導をさらに推進します。特に小学校においては子どもたちの理科離れ等に対応するため理数教育を中心とした指導を充実します。また、学習活動やコミュニケーション等の基盤となる言語能力を高めるため、発表などの言語活動を重視した学習を充実します。

また、国や東京都の動向等も踏まえながら、少人数学級などの学級編成のあり方について検討するとともに、新学習指導要領に対応した確かな学力の定着や授業時間の確保等のため、土曜日や開校記念日の活用を図るほか、必要な場合は長期休業期間等の活用についても順次検討を進めます。

さらに、高度情報化社会や国際化の進展の中でたくましく生きていく力を身につけさ

せるために、ICTを活用した学習を取り入れ、広い視野をもち国際社会で活躍する人材を育成する教育を推進します。

○ 当面5年間で実施する個別施策

① 子ども一人ひとりに応じた指導の充実

基礎的・基本的な学習の確実な定着とそこで身に付けた知識・技能を活用し、思考力や表現力等の向上を図るため、一人ひとりの学習状況および学力を把握するとともに、少人数指導・習熟度別指導・個別指導等の充実を図ります。

1 学習力サポートテスト

小学校4年から中学校3年までの各学年において実施する「学習力サポートテスト」の結果についてデータを分析するとともに、前回の結果と比較ができる個人別の学習診断カルテを作成・活用し、子どもたちの学習意欲と学力の向上に向けたきめ細かな指導の充実を図ります。

なお、テストの内容等については、新学習指導要領に対応した見直しを逐次行います。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
学習診断カルテを活用した指導の充実	*テストの実施 *新学習指導要領に対応した見直し (小学校)	*新学習指導要領に対応した見直し (中学校)			

2 自主学習支援テキスト

基礎的・基本的な学習内容の定着・向上と家庭での学習習慣の定着を図るため、「学習力サポートテスト」の結果をもとに、各教科ごとの理解度に応じた段階的な区独自の自主学習支援テキストの作成を小学校4年から中学校3年までを対象に行います。

なお、新学習指導要領の完全実施にあわせ、小学校は平成23(2011)年度、中学校は平成24(2012)年度までにそれぞれ作成します。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
学習内容と学習習慣の定着	*テキストの作成 (小学校)		*テキストの活用 (小学校)		
		*テキストの作成 (中学校)		*テキストの活用 (中学校)	

3 中学校における少人数指導の推進

中学校における少人数指導を推進するため配置している非常勤講師を、国語・数学・英語のほか各校の実情に応じ社会・理科にも拡大するなど、習熟度別指導や個別指導等を充実します。

4 小学校における少人数指導の推進

小学校における少人数指導を推進するため、基礎的学力の積み重ねが特に重視される科目である算数について配置している非常勤講師を積極的に活用し、習熟度別指導や個別指導等を充実します。

② 学習意欲の向上と学習習慣の定着

理科の実験・観察や各教科の調べ学習等において、子どもたちが興味・関心をもち、意欲的に学習に取り組めるよう工夫をこらした指導を充実します。

また、家庭における学習習慣の定着を図るため、学習状況に応じたテキスト等を作成し、家庭学習を支援します。

5 小学校における理科支援員の活用

実験や観察等の際の教員支援を行うため配置している理科支援員について、より効果的な活用方法を開発し、理科授業の充実とより活性化を図るとともに、子どもたちが興味・関心をもち意欲的に学習に取り組めるよう指導を充実していきます。

6 学校図書館システムの活用

子どもたちが興味・関心をもち意欲的に学習に取り組めるよう、学校図書館システム（学校図書館の蔵書のデータベース化と学校図書館・区立図書館のネットワーク化）を活用し、中央区子ども読書活動推進計画に基づく学校における読書活動の推進と、各教科の調べ学習の充実を図ります。

自主学習支援テキスト【再掲（18頁）】

③ 土曜日や夏休み等を活用した学習機会の充実

授業において学習した内容の着実な定着を図ることを基本としつつ、土曜日や長期休業期間等を活用した一人ひとりの学習状況に応じた指導を充実します。

7 土曜学校公開

土曜日を活用した学校公開を推進し、保護者や地域に対する子どもたちの学習状況や学校の教育活動の取組などをより積極的に公開するとともに、あわせて新学習指導要領に対応した授業時間数の確保と学力の定着を図ります。

なお、当面中学校では年2回程度、小学校では年5回程度実施します。

8 土曜スクール

小学校の第4学年から第6学年の希望する児童および中学校の全学年の希望する生徒を対象に実施している土曜スクールについて、これまでの基礎的・基本的な内容の着実な定着に向けた補習学習に加えて、外部講師等を活用した発展的な学習等への対応を積極的に行うなど、子どもたちにとって魅力のある指導の充実を図ります。

9 中学生夏季集中講座

夏休み期間を活用し、教育センターを利用して開催する習熟度別コースの集中講座について、国語・数学・英語に加え社会・理科を対象教科とするなど、生徒の学力に応じたよりきめ細かな学習支援を推進します。

④ ICTの活用と情報教育の推進

ICT機器（校内LAN、電子黒板、プロジェクター、大型デジタルテレビ等）を効果的に活用し、子どもたちの知的好奇心を喚起する授業を展開します。

また、教員のICT活用研修を推進するとともに、専門業者による技術支援などICT環境のサポート体制の充実を図ります。

さらに、「情報リテラシー」や「ネットモラル」など子どもたちの情報活用能力を育成する教育を推進します。

10 ICT環境の整備

子どもたちの知的好奇心を喚起する授業を展開するため、フロンティアスクールでの研究成果に基づきICT環境の整備を行います。

また、ICTコーディネーターを派遣し、ICT機器の効果的な活用についての支援や教材開発、教員研修を実施するとともに、学校ホームページ等への支援も行います。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
ICT活用による子どもたちの知的好奇心を喚起する授業の充実	*電子情報ボード等ICT機器の運用 (フロンティアスクール)	*電子情報ボード等ICT機器の運用・評価 (フロンティアスクール)	*全校導入の条件整備	*電子情報ボード等ICT機器の整備 (小学校全校)	*電子情報ボード等ICT機器の整備 (中学校全校)
	*ICTコーディネーターの派遣			*ICT活用授業の実施・研修 (小学校全校)	*ICT活用授業の実施・研修 (中学校全校)
	*学校間ネットワークの整備				

* フロンティアスクールの推進（ICT活用の研究）

ICT機器を効果的に活用したよりわかりやすい授業の実践と、子どもの興味・関心を喚起する取組の普及に向け、指定校である城東・常盤・阪本小学校において研究を実施しているフロンティアスクールについて、そのとりまとめを行い、全校普及に取り組んでいきます。

* 学校間ネットワーク

区立小・中学校、幼稚園、教育センターおよび教育委員会事務局を結ぶ学校間のネットワークを構築することにより、ICT機器を有効に活用するための基盤整備を行

うとともに、あわせて教員の事務的な負担の軽減やセキュリティーの強化を図ります。
また、サポートデスクの導入により迅速なトラブルへの対応も行います。

⑤ 国際性をはぐくむ教育の推進

社会の急速な国際化に対応するため、子どもたちの英語を使ったコミュニケーション能力の向上や、広い視野をもって世界で活躍できる力の育成など、国際性をはぐくむ教育を推進します。

11 英語教育の推進

各校に派遣している外国人英語指導講師(ALT)の活用を充実し、英語教育や国際理解教育のより一層の推進を図ります。

* 中学校

新学習指導要領における英語の授業実数の増加にあわせ、外国人英語指導講師の活用方法等を見直し、英会話の技術習得のみならず、国際理解教育推進の視点に立った授業内容の充実を図ります。

各 校	ALT配置 190日/年
-----	--------------

* 小学校

新学習指導要領で位置づけられた外国語活動(小学校5・6年)との整合性を図りつつ、小学校全学年に配置している外国人英語指導講師の活用については、中学校英語への効果的な接続も視野に入れて、その充実を図っていきます。

1・2年	ALT配置 11時間/年(1時間/月)
3～6年	ALT配置 35時間/年(1時間/週)

12 中学生海外体験学習等

国際感覚豊かな視野の広い中学生の育成を図るため、区立中学校の生徒を姉妹都市であるオーストラリア・サザランド市へ派遣するとともに同市の中学生を受け入れ、相互に体験入学やホームステイ等を行う本事業について、より効果的な実施方法等を検討し体験学習の充実を図っていきます。

13 国際理解教室

諸外国と日本の文化を理解するとともに、それらを尊重する態度を育成するため、外国人講師や関係機関の方々をより幅広くゲストティーチャーとして招くなど、体験的な学習を充実していきます。

(2) 豊かな心・社会性をはぐくむ教育の充実

○ 現状と課題

人間は、他者や社会などのかかわりの中で生きていくものであり、子どもたちが生涯にわたりよりよい社会生活を送るうえでの基盤として、自らを律する心やお互いを思いやる心、人間関係を築く力など、豊かな人間性や社会性を身に付けることが求められます。

しかし、今日、公共の場で基本的なマナーを守れないなどの規範意識の低下、あるいは自己をコントロールできない子どもが増えていることが指摘されています。

また、子どもたちにとって、いじめや不登校、暴力行為などの問題行動は、依然として深刻な問題であり、子どもたちの日常生活を不安なものにしています。とりわけ、いじめ問題では、自らの命を絶つ事件の発生や、携帯電話やインターネット等を利用した誹謗・中傷などの新しい形のいじめ・トラブルの発生など、その根絶に向けた取組が社会的に喫緊の課題となっています。

さらに、子どもたちが成長していく過程において、豊かな自然と接することや、社会の多様な活動を体験しさまざまな人と接することは、豊かな心の育成においても、職業の選択を自ら考えていくためにも大変有意義なことです。本区は、都心に位置することから豊かな自然に接する機会が少ないため、積極的に自然と触れ合う機会をつくり出すとともに、学校の中から地球規模の環境問題に目を向けた取組を進めることなども重要です。

○ 取組の方向

社会の中でともに生きていくために、お互いの人権を尊重する意識やお互いを思いやる心、社会のルールを守る意識の形成を図ります。

また、良好な人間関係を築く力の育成に向けて、子どもたちが日々の生活の中で抱える不安や悩みの把握・理解に努め、子どもや保護者との信頼関係の構築を図るとともに、いじめや不登校、問題行動等の未然防止に積極的に取り組みます。特にいじめ・不登校については学校・保護者・地域・関係機関が連携した取組を講じていきます。

さらに、豊かな社会性や勤労観を身に付けさせるため、自然体験、福祉体験、職業・勤労体験などのさまざまな体験活動や交流活動の充実を図ります。

○ 当面5年間で実施する個別施策

① 心を育てる教育の推進

自他の生命を尊重する態度や思いやりの心、社会のルールを守るという規範意識の向上など、豊かな人間性をはぐくむ教育を推進します。

社会の中で、子どもたちが良好な人間関係を築いていけるよう、相手や周り人の考え、気持ち、状況を考えながら積極的にコミュニケーションを図れる力を高める教育を充実します。

そのため、幼稚園や学校での教育活動全体を通して、人権尊重教育や道徳教育をは

じめとした心を育てる教育を一層充実します。

また、あわせて子どもたち一人ひとりが心豊かで規則正しい集団生活を送れるよう、生活指導についてもその充実を図ります。

14 人権教育の推進

人権尊重の理念のもと、子どもたちの発達段階に応じ、あらゆる教科・領域を通して人権教育を推進します。

また、人権教育推進校制度なども活用し、人権尊重に向けた教育内容の充実を図ります。

15 道徳教育の推進

社会の一員としての自覚を高め規範意識を育成するとともに、命の大切さや思いやり、社会貢献の精神などを育てるため、道徳の時間を中心に教育活動全体を通して道徳教育を推進するとともに、「命と心の授業」を全小・中学校で行います。

また、あわせて各校の道徳教育推進教師（道徳主任）を中心とした指導体制の充実を図ります。

さらに、道徳授業の活性化を図るため実施している、学校・家庭・地域の連携による参加・公開型の道徳授業（道徳授業地区公開講座）については、その内容の向上に向けて協議会などの取組を充実します。

16 コミュニケーションを図る力の向上

各教科の学習、学校行事などのさまざまな教育活動の中で、自分が感じたことを友だちと話し合ったり、自分の考えや思いを発表する機会のほか、異年齢との交流、ボランティア活動などを積極的に設け、子どもたちのコミュニケーション能力を向上させる教育の充実を図ります。

② いじめや不登校のない学校づくり

「いじめゼロ」をめざした学校の取組や教育相談体制を強化するとともに、教育センターでの教育相談や関係機関とのさらなる連携を図ります。

不登校については、その未然防止に向け、教員が子どもたち一人ひとりと真剣に向き合い、子どもの変化やサインにいち早く気づき、その解消に向けた教育相談の充実や学校・家庭との連携強化を図ります。

また、適応教室「わくわく21」においては、一人ひとりの状況に応じた学習活動や多様な体験活動など、児童・生徒の自立に向けた取組を進めます。

さらに、子ども家庭支援センター「きらら中央」を中心とした「要保護児童対策地域協議会」や児童相談所・警察署・医師会等をはじめとしたその関連機関とも連携を図り、児童虐待の早期発見とその防止も視野に入れた対応を図っていきます。

17 教育相談

教育センターでの来所相談や電話相談のほか、中学校・小学校・幼稚園および保育所へスクールカウンセラーや専任教育相談員（臨床心理士等）を派遣し、教育全般に対する相談を行います。

派遣回数等については相談状況等を踏まえ、順次増加するなどその充実を図っていきます。

教育センター	月～土曜日（来所・電話相談）
中学校	1日/週（スクールカウンセラー）
小学校	1日/週（専任教育相談員）
幼稚園	2日/月（専任教育相談員）
保育所	2日/月（専任教育相談員）

18 「いじめのない学校」づくり運動の推進

いじめゼロをめざし、学校における教育相談の体制を強化するほか、中央区版中学校生徒会長サミットを通じた生徒自らのいじめ問題への取組や、生徒会・保護者・学校三者共同によるスローガンづくりなど、いじめのない学校づくり運動を推進します。

19 適応教室「わくわく21」

適応教室「わくわく21」に通う子どもたち一人ひとりの生活や学習状況を把握し、学校等と連携を図りながら自立に向けた支援を行うほか、適応教室専門員やメンタルサポーターによる家庭訪問などを充実します。

また、子どもたちの学習計画に基づき、計画的かつ定期的に教員等を派遣し、個別の教科指導を行うとともに校外学習や創作活動などの充実を図ります。

20 不登校解消に向けた支援

メンタルサポーターによる家庭訪問の充実を図るとともに、事案に応じて子ども家庭支援センター「きらら中央」や児童相談所と連携し、児童虐待も視野に入れた家庭支援を含めたケース会議等を実施するなど取組を強化します。

③ 豊かな体験活動とキャリア教育・環境教育の推進

自然体験、福祉体験、社会奉仕体験、宿泊体験などのさまざまな体験活動を充実し、子どもたちの豊かな社会性や人間性、社会に貢献する態度をはぐくむとともに、職業・勤労体験などにより、働くことの意義や尊さを身に付けさせます。

また、環境問題に関心を持ち、地球規模の視野で考え、身近なところから具体的に行動できるよう環境教育を推進します。

キャリア教育の充実を図るため、都心区としての特性をいかした商業・金融などの各事業所等との連携を強化するなど、子どもたちが幅広い職場体験を行える取組を進めます。

21 宿泊体験教室

宿泊を伴う共同生活を通して子どもたちの豊かな社会性や人間性をはぐくむため、小学校4年から中学校3年までそれぞれの発達年齢や学習状況などを踏まえた体系的な宿泊体験教室を推進するとともに、そのあり方に検討を加え内容の充実を図っていきます。

小学校4年	セカンドスクール(柏学園)(2泊3日)
小学校5年	夏季臨海学校(館山市内民間施設)(2泊3日)
小学校6年	移動教室(区民健康村「ヴィラ本栖」)(2泊3日)
中学校1年	宿泊訓練(柏学園)(2泊3日)
中学校2年	移動教室(公共施設等)(2泊3日)
中学校3年	修学旅行(民間施設)(2泊3日)

* セカンドスクール

柏学園を活用し、日常の学校生活をはなれて、豊かな自然をいかした学習活動・各種体験活動を行うことにより、学習意欲を喚起するとともに子ども一人ひとりの主体的な学習を推進します。

22 社会奉仕活動の推進

クリーンデーをはじめとした地域の美化、あいさつ運動、特別養護老人ホーム訪問等のボランティア活動、高齢者とのふれあい活動など、さまざまな社会奉仕体験や福祉にかかわる学習を充実し、社会貢献の精神や思いやりの心等をはぐくみます。

23 キャリア教育

各事業所等との連携強化に向けた「キャリア教育推進プロジェクトチーム」を設置し、職場体験の協力事業所等の拡大を図るなど、商業・金融などの事業所が集積している地域特性をいかすとともに小・中学校の連続性に配慮したキャリア教育の充実を図ります。

また、顕彰制度などにより協力事業所等の拡大を図ります。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
キャリア教育の充実	*キャリア教育推進PT設置・運営	*キャリア教育推進PT運営・まとめ	*キャリア教育の充実		
協力事業所等の拡大	*協力事業所の顕彰				

24 環境教育

環境問題に関心を持ち、地球規模の視野で考え、身近なところから具体的に行動できるよう、学校施設を活用した環境学習、リサイクル活動やエコキャップ運動などの取組に加え、「子ども環境サミット」を実施するなどその充実を図ります。

25 教育センター特別課外授業

子どもたちの科学技術等に対する関心を高め、創造性や知的好奇心・探究心を育成するため、大学生等の派遣を受けロボットづくりの基本から二足歩行ロボットの製作や独自のロボットコンテストなどに加え、新たな特別課外授業も開発するなど、学校ではできない特色ある学習活動の充実を図ります。

(3) 健康な体をつくる教育の充実

○ 現状と課題

子どもたちの健やかな体をはぐくむことは、生涯にわたり健康を保ち、いきいきと生きていくための「源」であり、学校教育全体を通して健康づくりや体力づくりの充実を図ることが必要です。

しかしながら、運動する子どもとそうでない子どもの二極化や体力の低下傾向が指摘されており、こうした傾向に歯止めをかけることが全国的にも課題となっています。

例えば、運動機能の基本である「走る」「投げる」に着目した場合、平成19(2007)年度の文部科学省「体力・運動能力調査」の50m走(表2)やソフトボール投げ(表3)では、昭和50(1975)年度の結果と比較して、全国的にも本区においても体力・運動能力が低下しているという実態があります。

平成21(2009)年度に実施した「区立小・中学校児童・生徒体力調査」(28頁 図6)結果では、全国平均と本区を比較すると、小学生では同程度もしくはやや上回っていますが、中学生では全国平均を下回っています。

保護者のアンケート調査結果でも、「今後、学校で力を入れてほしい教育」として、「体力向上教育」が上位にあがっています。

また、近年の食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子どもの食生活の乱れや健康への影響が懸念されます。健全な食生活は成長期の子どもの健康な心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成へ大きな影響を及ぼすものです。

本区における、健康増進や食育推進をめざし策定した「健康中央21(平成20(2008)年3月)」や「中央区食育推進計画(平成20(2008)年3月)」においても、子どもの朝食の欠食や孤食の実態を踏まえ、健全な食生活や健康的な生活習慣の必要性を指摘しています。

さらに、「健康中央21」によれば、本区の児童・生徒における肥満児の割合は9.5%で全国平均を下回っている状況ですが、学齢期・思春期は自らの生活習慣を確立する時期であり、健康づくりの面では大変重要な時期との指摘があります。

教員のアンケート調査結果でも、約4割の教員が学校における食育指導の取組状況や成果に改善・工夫が必要であると回答しています。(28頁 図7)

表2 文部科学省「体力・運動能力調査(11歳の男子・女子)」

50m走

(単位:秒)

50M走	年度	男子(11歳)	女子(11歳)
全 国	全 国 (昭和50年度)	8.80	9.10
	全 国 (平成19年度)	8.91	9.19
東京都	東京都 (平成20年度)	8.94	9.22
中央区	中央区 (平成21年度)	8.95	9.08

表3 文部科学省「体力・運動能力調査(11歳の男子・女子)」

ソフトボール投げ

(単位:m)

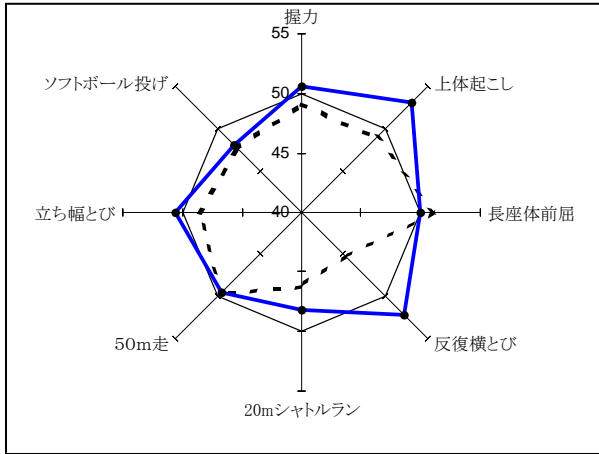
ソフトボール投げ	年度	男子(11歳)	女子(11歳)
全 国	全 国 (昭和50年度)	34.00	19.90
	全 国 (平成19年度)	29.95	17.49
東京都	東京都 (平成20年度)	27.74	15.78
中央区	中央区 (平成21年度)	28.05	15.75

図6 平成21年度区立小・中学校児童・生徒体力調査

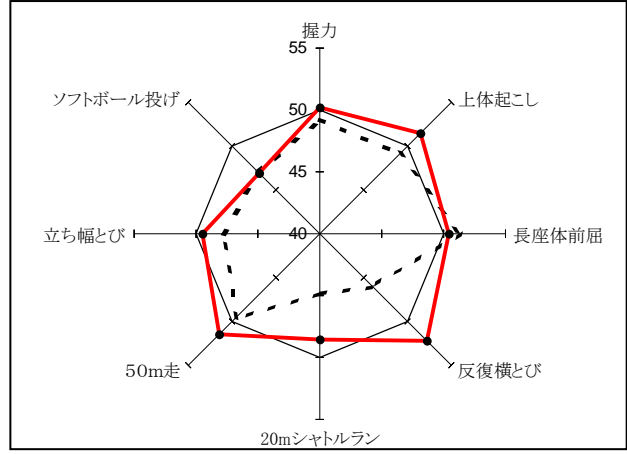
全国平均を50として本区と東京都を比較したレーダーチャート

—— 中央区 —— 全国 - - - - 東京都

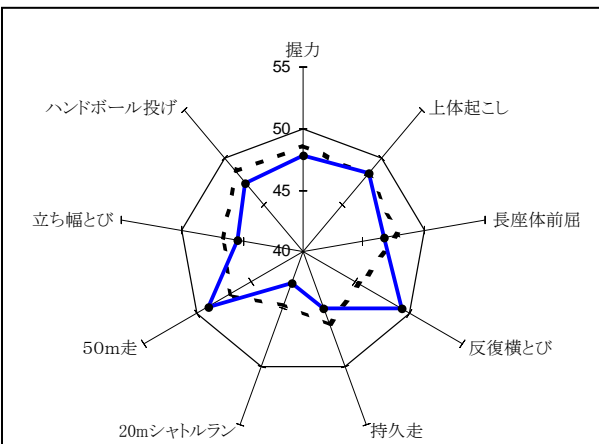
小6 男子



小6 女子



中3 男子



中3 女子

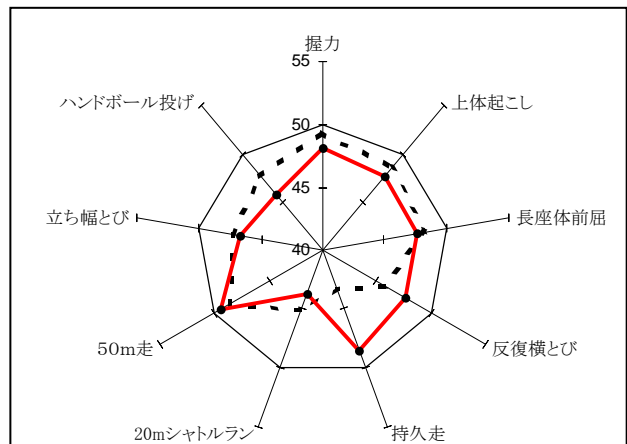


図7 食育指導（教員アンケート）

総数=174

単位：%（5%未満非表示）

	十分に取組んでいる・成果がある	改善・工夫が必要である	無回答
取組状況	51.1	40.8	8.0
成果	44.8	42.0	13.2

○ 取組の方向

体力の向上は「生きる力」に直接かかわることから、体育の授業だけでなく学校教育全体の中で、一人ひとりの子どもたちにあった運動習慣を身につけさせるとともに、スポーツを通じた豊かな心と体力向上を図る取組を進めます。

また、生活習慣病の予防をはじめ、将来にわたって健康な生活を送るうえで基本となる「食」への理解を深める食育を推進します。

そして、総合的に健康教育を充実するため、専門知識や指導力のある外部指導者も積極的に活用しながら、学校・家庭・地域や関係機関と連携を図る取組を進めます。

○ 当面5年間で実施する個別施策

① スポーツを通じた豊かな心と体力の向上

子どもたち一人ひとりの成長段階に応じた、健康な心と体づくりや運動に親しむ態度、身体能力の向上など、体力増進をめざした教育の充実を図るとともに、地域の教育的指導力や技術をもった人材の活用を推進するなど、指導体制を充実します。

26 マイスクールスポーツ（1校1運動）の推進

子どもたちの健康づくりと体力向上を図るため、各小学校が縄跳び・一輪車・持久走など自校のスポーツを掲げ、それに全校体制で取り組む「マイスクールスポーツ」を推進します。

また、中学校においても生徒の体力向上を図るため、全校体制で取り組めるスポーツ教育を推進します。

27 中学校における体育指導の充実

中学生の体力向上を図るため、新学習指導要領の保健体育に対応した「武道・ダンス」や運動種目ごとの専門的スキルや能力をもつ種目別サポーターを配置し、体育指導の充実を図ります。

28 小学校における体育指導の充実

小学生の体力向上を図るため体育指導補助員を配置し、子どもたちの関心・意欲やスキルに合った実技指導の補助を行うとともに、その活用を図った効果的な指導体制づくりを行うなど体育指導の充実を図ります。

② 学校における健康づくりの推進

生活習慣病の予防をはじめとした健康づくりを推進するため、学校医や保健所等の関係機関と連携した規則正しい生活を送る啓発・指導の取組を充実します。

また、健全な食生活をはぐくむため、食品の品質や安全性、アレルギーについて正しい知識・情報に基づき、自ら判断できる能力を身につけさせるなど学校での食育を推進します。

さらに、関係機関等と連携した喫煙・薬物乱用防止教室など健康・安全に関する学習を充実します。

29 食育推進モデル研究校による食育の推進

食育推進モデル研究校指定により食育研究を推進するとともに、その成果を全校に普及していくなど、学校における食育の充実を図ります。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
指導計画に基づく食育の推進	*モデル校での食育の研究 (小学校)	*食育推進指導計画の策定 (全小・中学校)	*食育推進指導計画に基づく食育の展開 (全小・中学校)		

30 食育に関する特別授業

大学講師、プロの料理人等「食」の専門家による特別授業を実施します。

さらに、本区の地域特性をいかし、飲食店、百貨店、築地市場等との連携を拡大し、食育授業の充実を図ります。

31 食育推進に対する支援

食育へのさらなる理解を促すため、子どもたちと保護者に対し、栄養士が主体となって給食を応用した簡単な朝食づくりを行う親子クッキングスクールなど、各校のニーズに対応した取組を拡大していくため積極的に支援します。

32 薬物乱用防止教室

学校医や所轄警察署などの関係機関と連携を図り、薬物乱用による健康被害と健康・安全に関する正しい知識と理解を深める学習を充実します。

(4) 特別支援教育の充実

○ 現状と課題

改正教育基本法では、国および地方公共団体は、障害のある者がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう教育上必要な支援を講じるよう規定しています。また、国の教育振興基本計画では、幼稚園から高等学校までを通じて、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援を行っていくことが示されています。

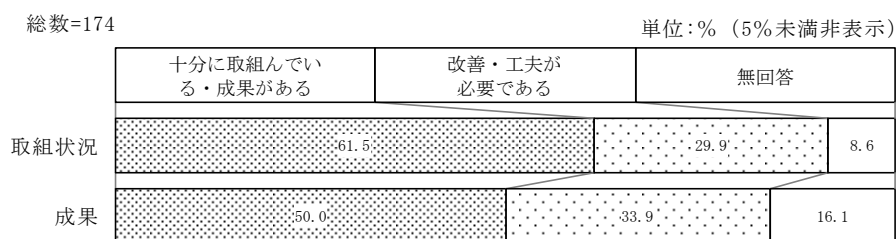
本区においては、平成18(2006)年に設置した中央区特別支援教育検討委員会における報告書「中央区における特別支援教育のあり方について」に基づき、特別支援教育アドバイザーによる巡回指導、教育相談員等の派遣、学習指導補助員・特別支援教育補佐員の配置などの支援体制を推進するとともに、平成21(2009)年4月からは晴海中学校で通級指導学級を新たに開設するなど、特別支援教育の充実を図ってきました。

しかし、一人ひとりに「生きる力」を確かに身につけさせるためには、より一層の特別支援教育の充実が必要です。特に、通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症などの幼児・児童・生徒は、その障害特性について周囲の人々から十分に理解されず、適切な指導を受けないまま学校生活が困難になることがあります。特別支援学級の指導内容を充実するとともに、こうした幼児・児童・生徒を早期に発見し、適切な支援を行うことが課題となっています。

そのためには、教員の気づきが最も重要です。教員のアンケート調査結果では、「特別支援教育」(図8)について30%程度が改善・工夫が必要と回答していますが、特別支援教育に対する教員の意識をさらに向上させるとともに、学校全体で取り組む体制づくりが必要です。

また、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、保護者の理解を得つつ、教育、福祉、医療、保健、就労等の関係機関がそれぞれの専門性をいかし、連携して支援を行っていく体制づくりが必要です。

図8 特別支援教育（教員アンケート）



○ 取組の方向

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に適切に対応していくため、学級担任や教科担任の気づきと理解を図るとともに、校内の特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を充実させ、継続的な研修等を進めていきます。

そして、教員一人ひとりが特別支援教育の理解を深めるとともに、教育センターと学校が連携して教員を支援し対応していく体制づくりを進めます。

また、一人ひとりの障害に応じて設定された目標をそれぞれのライフステージに引き継ぎ、子どもたちが社会に巣立つまでの一貫した支援を行うため、学校・幼稚園・保育所・教育センター・福祉センター・保健所等が連携して、幼児期からの特別支援教育を推進します。

○ 当面5年間で実施する個別施策

① 社会参加に向けた一貫した特別支援教育体制の充実

障害の早期発見・早期支援を図るとともに、就学前の幼児期から中学校卒業時までの各教育段階における個別の教育支援計画に基づく指導や、特別支援教育コーディネーター、校内委員会の活用を推進し、一貫した特別支援体制を構築します。

また、教育、福祉、医療、保健、就労等の関係機関および関係者が専門性をいかし、幼児期から学校卒業後までの継続した相談・支援体制の充実を図ります。

33 特別支援教育の推進

教育センター・福祉センターのほか、関係機関との連携を含めて中央区の特別支援教育体制を充実し、学校を中心に特別支援教育アドバイザー、教育相談員、特別支援学級等がより効果的・総合的に機能するよう、特別支援教育コーディネート補佐員を配置するとともに校内体制の課題等を調査し、特別支援教育推進マニュアル(仮称)を策定します。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
一貫した特別支援体制の整備	*校内体制等の調査・検討	*特別支援教育推進マニュアル(仮称)の策定	*推進マニュアル(仮称)を活用した特別支援教育の推進		
	*特別支援教育コーディネート補佐員の試行配置		*特別支援教育コーディネート補佐員配置の拡大		
	*特別支援教育専門員の配置				
	*特別支援教育アドバイザー派遣				
	*学習指導補助員の配置				

* 特別支援教育コーディネート補佐員の配置

スクールカウンセラーや学習指導補助員等との連絡体制づくりのコーディネートや、子どもの能力や可能性を伸長する手立ての検討など、学校内における特別支援教育体制の強化を図るため、特別支援教育コーディネーター(教員)を補佐する特別支援教育コーディネート補佐員を試行的に配置するとともに、検証のうえ拡大していきます。

*** 特別支援教育専門員の配置**

保健所や福祉センター等と連携しながら、子どもたち一人ひとりに応じた適切な教育が受けられるよう、教育委員会事務局に配置する特別支援教育専門員を増員し就学相談体制を充実します。

*** 特別支援教育アドバイザーの派遣**

特別な教育的支援が必要と思われる子どもたちに関する専門的な指導・助言等を教員に行う臨床心理士等の資格をもった特別支援教育アドバイザーの派遣について、幼稚園への回数増のほか、特別支援学級などへの派遣を拡大するなど充実を図ります。

中学校	3回/年
小学校	3回/年
宇佐美学園	3回/年
幼稚園	2回/年
特別支援学級	3回/年

*** 学習指導補助員の配置**

特別な教育的支援を要する子どもが在籍する学級に対し、きめ細かな支援を行い、学習指導を円滑にすることを目的として、学習指導補助員を配置拡大し充実していきます。

② 多様なニーズに対応した特別支援教育体制の充実

発達障害を含む子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、子どもたちの能力や可能性を伸ばすため、それぞれの障害に応じた専門的な支援を行います。

34 特別支援学級

心身に障害のある子どもたちに対し、固定制の特別支援学級（知的障害）および通級による指導学級（情緒障害等）を設け、特別支援教育補佐員を配置するなど一人ひとりのニーズに応じた適切な指導を行います。

また、計画期間中に通級による指導学級を増設します。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
特別支援学級の充実	*固定制の特別支援学級・通級による指導学級の運営				
通級による指導学級の増設	*通級による指導学級の新規開設準備 (日本橋地域の小学校)	*通級による指導学級の新規開設 (日本橋地域の小学校)			

35 教育センターと福祉センターの連携推進

保護者の理解のもと、一人ひとりに応じた教育が受けられるよう適切な教育・就学相談を行うため、教育センターと福祉センターとの連携はもとより、医療機関等とも連携した特別支援教育体制を強化します。

36 個別の教育支援計画による支援体制の強化

障害のある子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた一貫性のある支援を行うため、幼児期から学齢期への引継ぎ、学齢期から義務教育修了後への引継ぎが円滑に行われるよう、保護者、医療、保健、福祉等の関係機関と連携を図りながら個別の教育支援計画を作成・活用し、特別支援教育体制を強化します。

(5) 就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性

○ 現状と課題

幼稚園教育においてはその充実はもとより、人格形成の基礎を培う幼児教育全体の重要性が指摘されており、幼稚園と保育所との教育的機能の連携、幼稚園・保育所と小学校との連携とともに、幼児教育全体の質の向上を図ることが求められています。

教員のアンケート調査結果でも、「幼稚園と保育所の連携」(図9)において、「学校(園)の取組状況」や「子どもたちの学習や活動への成果」で改善・工夫が必要という回答が多く、「幼稚園と小学校の連携」(図10)においても、「学校(園)の取組状況」や「子どもたちの学習や活動への成果」で改善・工夫が必要という回答が多くなっています。

東京都教育委員会が平成21(2009)年7月に実施した「東京都公立小・中学校における第1学年の児童・生徒の学校生活への適応状況にかかわる実態調査」によると、平成20(2008)年度、都内の公立小学校の約24%において、入学したての児童が、授業中に立ち歩いたり、担任の指示に従わないなどの「小1プロブレム」が起きていることが明らかになりました。(36頁 図11) 本区では、小学校1年生の大規模学級(35人以上学級)に学習指導補助員を配置しているため、この問題の発生は比較的少ない状況にあります。こうした問題の未然防止のためには就学前教育の充実が欠かせません。

また、同調査において、平成21(2009)年度に入学した都内の公立中学校の1年生の約80%が、「入学前に不安があった」(36頁 図12)と回答しています。このため、中学校進学時の心理的不安や学校不適應、学習のつまずきなどのいわゆる「中1ギャップ」へ対応することも必要です。

このように幼稚園・保育所から小学校へ、そして小学校から中学校へといかに学びの連続性を確保するかが課題であります。

図9 幼稚園と保育所の連携(教員アンケート)

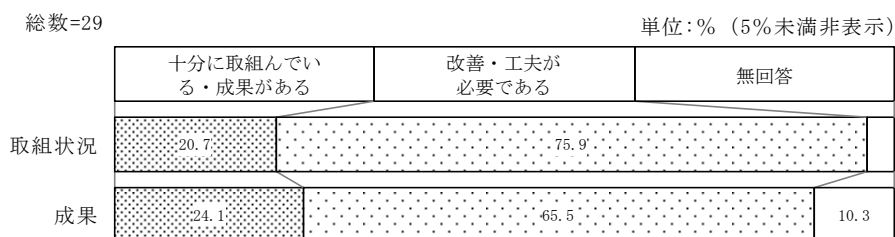


図10 幼稚園と小学校の連携(教員アンケート)

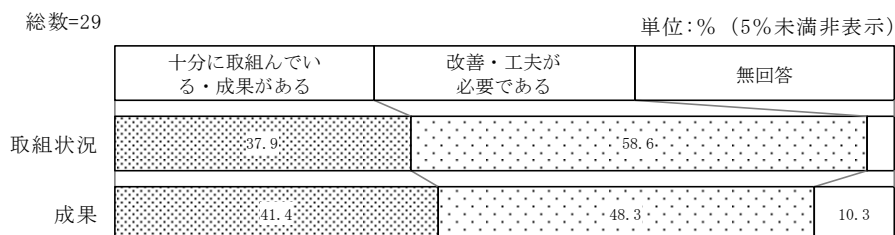


図11 不適応状況の発生経験の有無【校長、教諭】（東京都教育委員会調査）

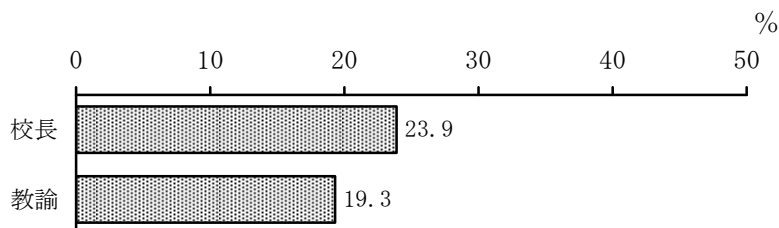
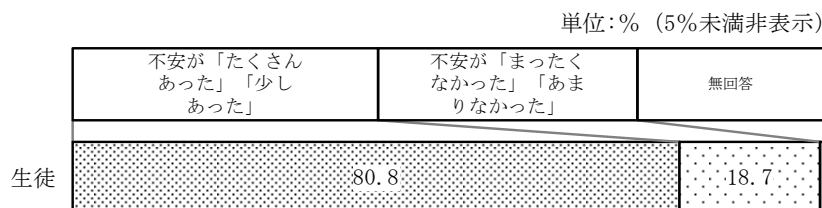


図12 入学前の不安の有無【生徒】（東京都教育委員会調査）



○ 取組の方向

小学校・幼稚園・保育所の連携強化を図るため、幼稚園が小学校に併設（1園を除く）されているという本区の特徴をいかした幼小連携教育や、相互交流を積極的に行うほか、教員と保育士との合同研修を実施するなど幅広い就学前教育の連携・充実を進めます。

また、保護者の多様なニーズに応え、教育と保育を総合的に提供できる新たな子育て支援施設「認定こども園」を小学校改築などの機会をとらえて整備し、地域における子育て支援拠点としての機能を充実します。

幼児期からの学びの連続性については、小学校との連携だけにとどまらず、小学校から中学校への移行期においても学習や生活がスムーズに適応できるよう、小学校と中学校の一貫した学習カリキュラムによる指導の充実を図り、幼児教育から義務教育にいたる12年間の一貫した教育を推進します。

さらに、高等学校との連携のあり方も視野に入れ、質の高い教育に取り組みます。

○ 当面5年間で実施する個別施策

① 小学校と幼稚園・保育所の連携強化

幼稚園における教育と保育所における保育のそれぞれの良さを相互に理解し、ともに連携を推進するとともに、小学校とも緊密な連携を図り、幼児教育全体の充実と学びや活動の連続性をいかした取組を進めます。

37 保・幼・小の相互連携の推進

幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施や幼児教育パンフレットの作成など、幼稚園と保育所が協働して取り組む事業を推進するほか、保育所・幼稚園と小学校の相互交流の活性化など保育所・幼稚園・小学校の連携強化に向けた取組を充実します。

また、小1プロブレムに対応するため、小学校第1学年の35人以上の大規模学級に学習指導補助員を配置し、学校生活への円滑な適応や学習指導の充実など、きめ細かな支援を行います。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
保・幼・小連携 の強化	*合同研修会				
	*幼児教育パンフレットの作成				
	*保幼連携のあり方検討		*連携事業等の実施		
	*幼小連携教育プログラムの研究開発				

② 幼児教育の推進と子育て支援機能の充実

幼・小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実するとともに、小学校体育指導補助員を活用した幼稚園への教育活動支援など、特色をいかした取組を推進します。

また、多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育所機能を合わせ持つ認定こども園の整備や幼稚園の保育サービスの充実などにも取り組むとともに、今後計画されている保育園型「認定こども園」についても連携を行っていきます。

38 体育指導補助員による幼稚園教育活動への支援

小学校体育指導補助員が、体を動かすことの楽しさや体力づくり・健康づくりを推進することを目的として、各幼稚園の園児との遊びやさまざまな活動を通じたサポートを行うなど、幼稚園への教育活動の支援を推進します。

39 幼稚園型「認定こども園」

幼稚園教育を中心に保育サービスも提供する区立の幼稚園型「認定こども園」について、地域の声も踏まえながら、小学校改築の機会などをとらえた整備を推進します。

40 幼稚園における預かり保育

パートタイムや自営等の職業をもって子どもを幼稚園に通わせたい保護者や、通院・看護等のため保育時間の延長を希望する保護者のニーズに応えるため、預かり保育を充実します。

③ カリキュラム連携型小中一貫教育の推進

小学校と中学校の連携・交流を進めるため、小・中あわせて9年間の連続した一貫性のある効果的な学習カリキュラムを策定するとともに、中学校と同一学区内の小学校が一貫教育を試行実施する「カリキュラム連携型小中一貫教育モデル事業」の取組を積極的に推進し、将来的には区内全体へ拡大していきます。

41 カリキュラム連携型小中一貫教育

小・中学校の連携・交流の推進と連続した一貫性のあるカリキュラムのもと、佃中学校と同校の通学区域にある佃島小学校および月島第一小学校をモデル校としてカリキュラム連携型小中一貫教育を試行的に実施するとともに、新たな地区におけるモデル研究・開発もあわせて行います。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
カリキュラム連携型小中一貫教育の推進	*モデル校による研究	→	*カリキュラム連携型小中一貫教育の試行実施 *新たな地区のモデル校による研究	→	→

④ 中学校と高等学校との連携

中学校から高等学校への学びの連続性を踏まえた中学校教育の推進に配慮するとともに、現在行われている区内の高等学校と区立中学校の交流をさらに促進しつつ、より有効な連携のあり方について検討協議を進めていきます。

42 中・高連携の推進

中央区内の高等学校との連携をめざし、学習、部活動など、さまざまな活動や交流を拡大していくとともに、中央区からの優先推薦卒の確保なども視野に入れ積極的な連携を推進していきます。

2 「学校力」の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり

(1) 教員の資質と能力の向上

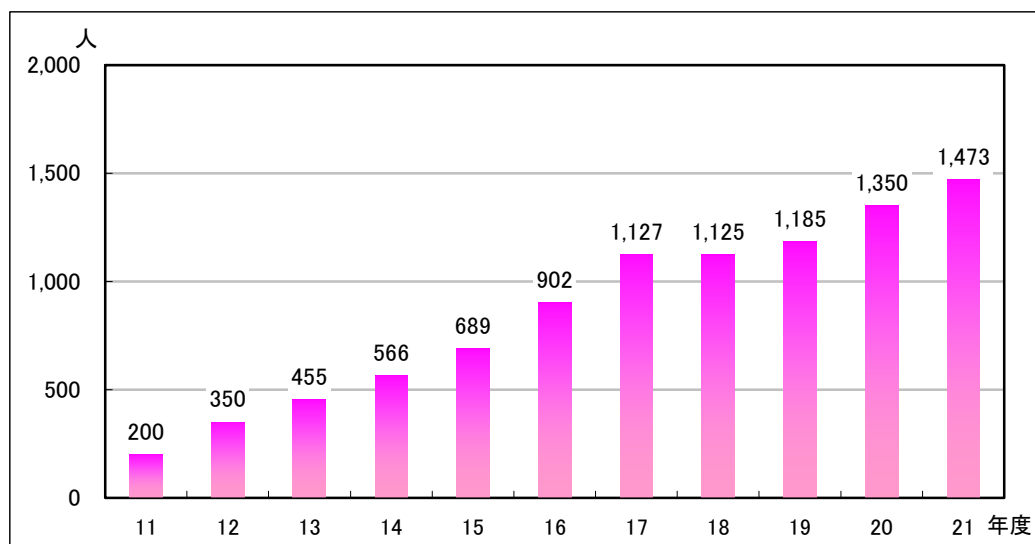
○ 現状と課題

学校教育において、子どもたちにとって最大の教育環境は教員であり、子どもたち一人ひとりの性格や能力に応じてその可能性を伸ばしていくことが教員の使命です。子どもの教育の直接の担い手として、その後の人格形成にも大きな影響を与える教員の役割は大変重要であり、絶えず指導者としての資質・能力の向上に努めることが求められています。

また、団塊世代の教員の大量退職に伴う新任教員の大量採用時期（図13）を迎え、いかに新任教員の育成を図り、質の高い教育を維持していくかが課題となっています。特に、変化の激しい時代にあって、子どもたちに「生きる力」を身につけさせるためには、教員自身が高い資質と能力を兼ね備えていることが不可欠です。そのため、教員に対する研修の充実とそれをサポートする体制を整備することが必要です。

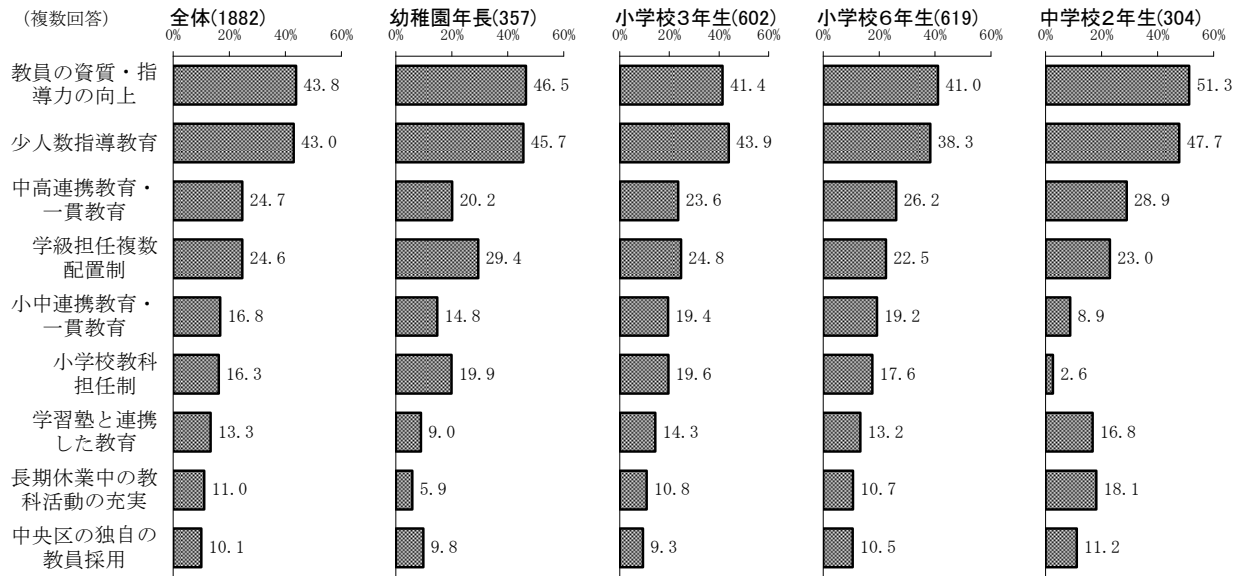
保護者のアンケート調査結果では、「区の教育で新規に実施またはより充実すべき施策」（40頁 図14）として、「教員の資質・指導力の向上」（43.8%）を求めるものが最も多くなっています。そうした保護者の期待に応えるためにも、常に教育の専門家としての資質・能力を研ぎ、指導力を向上させることが大変重要です。

図13 東京都における小学校採用候補者名簿登載数の推移（東京都教育委員会）



※ 各年度における採用候補者名簿の登載者数

図14 「今後、区の教育で新規に実施、またはより充実すべき施策」（保護者アンケート）



○ 取組の方向

教員の資質と指導力を向上させるOJTや職層に応じた研修等の充実・強化を図るとともに、教員のモチベーションアップに向けた取組を検討するなど、意欲と指導力にあふれた教員の育成に積極的に取り組みます。

また、教員が一人ひとりの子どもと真剣に向き合う時間の確保に努めるとともに、校務の効率化を図る取組やメンタルヘルス対策など、教員がよりよい教育を実践していくための校内・外の支援体制づくりを積極的に推進します。

さらに、教員や学校、子ども、保護者の総合的な教育支援機関としての役割をもつ教育センター機能のさらなる充実を図ります。

○ 当面5年間で実施する個別施策

① 意欲と指導力にあふれる教員の育成

教員の資質・指導力の向上を図るため、学校内において教育課題を先取りした組織的な研修を行うとともに、教育センターにおける研修機能の強化を図り、教員としての身につけるべき資質と指導力の向上に取り組めます。

43 教員研修

校内OJTはもとより、初任者から10年間の研修プログラムにより、重点的に指導力を向上させるとともに、職層に応じた研修を推進します。

また、新学習指導要領に対応し、「基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用する学習活動」の授業を実践するため、各教科等の授業において「活用型の授業」を展開できる指導法研修会等を充実します。

44 教育センターの機能強化

子どもや保護者を対象とした教育相談はもとより、経験豊富な退職教員等を活用した教員研修や若手教員育成のための学校訪問などを充実し、学校支援の機能を高めます。

45 メンタティーチャー制度

優れた指導力をもつ教員を「メンタティーチャー」として育成・認定し、若手教員等に対して、学校を超えて指導助言の役割を果たす本区独自の教員の指導力向上システムを構築します。

なお、メンタティーチャーに対しては、教育委員会において顕彰を行うとともに、資質・指導力をより向上させるため専用の研修や研究支援等を実施します。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
メンタティーチャー制度の定着	*メンタティーチャーの育成・認定				
	*研究支援				
	*メンタティーチャーによる教員の指導				

46 授業力向上のモデル研究

国や東京都の制度を活用した研究推進校指定による授業力向上の取組に加え、本区独自の研究奨励校制度において新たに授業力向上モデル研究校を指定し、教員の指導力向上に着目した効果的な授業に関する研究を推進するとともに、その成果を全校に普及していきます。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
授業力向上に向けた研究成果の全校普及	*モデル研究に向けた準備	*モデル校での授業力向上に向けた研究 (小・中学校)		*研究成果の全校への普及	

② 教員に対するサポート体制の充実

教員が子どもたちの学習やさまざまな活動にきめ細かに向き合い、教材研究をしっかりと行うための時間の確保をはじめ、多様な学校の課題に対応する教員への支援、校務を効率的・円滑に進める体制づくりなど学校支援体制を強化します。

また、学校に対する理不尽な要求や苦情などの対応については、学校での組織的な取組を基本としつつも、教育委員会をあげて支援します。

47 学力向上アドバイザーの派遣

学校の組織的な指導体制や教員の専門的な指導力の向上を図るため、大学教授や教育研究機関の専門家等による学力向上アドバイザーの学校への派遣を拡大します。

48 教員への支援

校内LAN等の整備やOA保守等のヘルプデスク機能を充実し、校務を効率的・円滑的に進める体制づくりを推進するほか、メンタルヘルスや学校に対する理不尽な要求・苦情への対応に関する相談など、さまざまな教員への支援や各種の教育課題に対応した学校サポートを充実します。

(2) 子どもと保護者に期待される学校づくり

○ 現状と課題

子どもが1日のうちで多くの時間を過ごす学校は、子どもたちにとって元気にいきいきと生活や学習ができる場でなければなりません。

学校生活についての児童生徒アンケート調査結果では、「学校は楽しい」(図15)「自分のクラスは楽しい」(図16)と思うとする回答がともに88.0%である一方、「学校に行きたくないと思うときがある」(44頁 図17)が43.1%あります。教員が一人ひとりの子どもと真剣に向き合うなど、学校が子どもたちにとって心の居場所となるように努めることが大切です。

また、本区では区立小学校に通う児童の卒業後の進路として、私立中学校を希望する児童が多く、児童生徒のアンケート調査結果では、「小学校卒業後の進路選択」(44頁 図18)において、区立中学校への進学希望が約33%であるのに対し、私立中学校への進学希望は約35%であり、国立大学の附属中学校・公立の中高一貫校とあわせると約半数が区立中学校以外への進学を希望しています。

さらに、保護者のアンケート調査結果(44頁 図19)でも、小学校6年生の保護者の4割弱が私立中学校への進学を希望しています。

こうした状況から、義務教育の重要な役割を担う公立学校として、子どもには「行きたい」と、保護者には「我が子を通わせたい」と望まれる魅力ある学校づくりが、とりわけ中学校で求められていると考えられます。

図15 学校は楽しい(児童生徒アンケート)

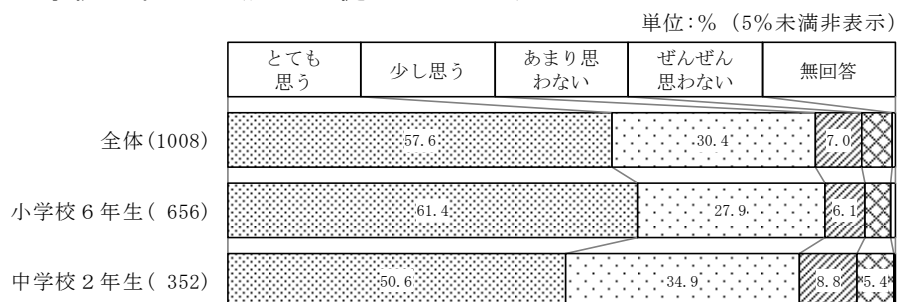


図16 クラスは楽しい(児童生徒アンケート)

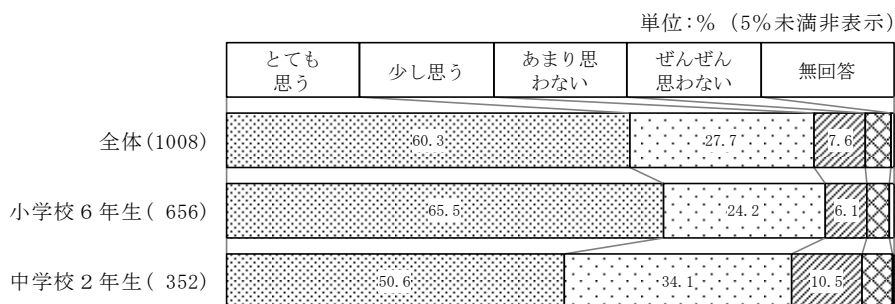


図17 学校に行きたくないと思うときがある（児童生徒アンケート）

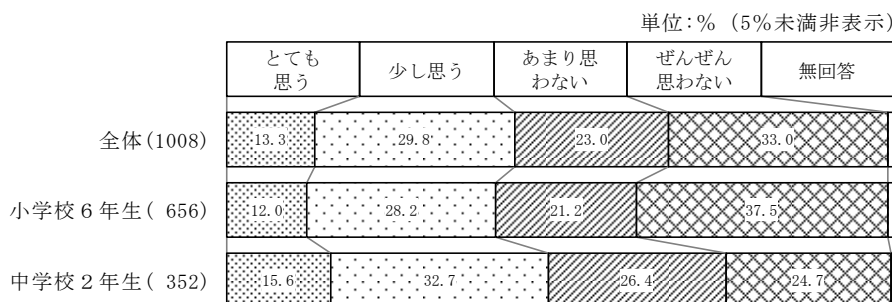


図18 小学校卒業後の進路選択（児童生徒アンケート）

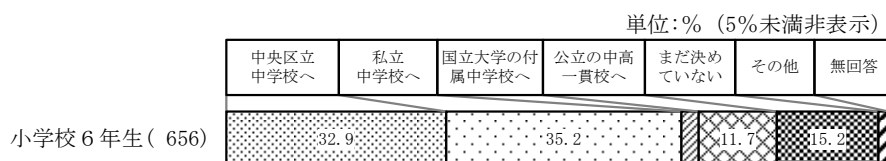
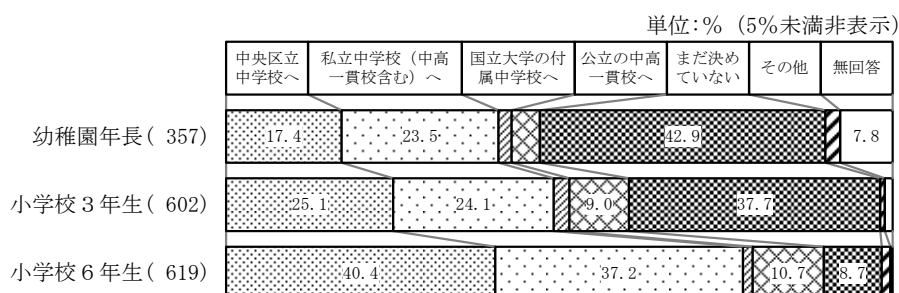


図19 子どもの小学校卒業後の進路選択（保護者アンケート）



○ 取組の方向

子どもと保護者に期待される学校であるためには、まず、意欲と指導力にあふれる教員がいて質の高い教育を行うことが第一です。そして、それに加え子どもたちの実態や地域の実情に応じた創意工夫による特色ある教育活動の展開や、部活動の充実、地域との連携推進などの取組により、児童・生徒、保護者、地域にとって魅力ある学校づくりを推進します。

また、学校行事をはじめ、子どもたちの主体的活動、学級づくりや友だちづくりなどを通して、子どもたちが「楽しい」と感じる学校づくりに取り組みます。

○ 当面5年間で実施する個別施策

① 特色ある教育活動の推進

学校・幼稚園は、それぞれの子どもたちの実態や地域の実情に応じ、学力向上の取組や感性・情操をはぐくむ教育、文化・伝統等の地域に根ざした活動、心と体を育てる体験学習など、各校の自主性と創意工夫をいかした特色ある教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを推進します。

49 公立中学校のあり方検討

区立中学校の魅力づくりのため、「公立中学校のあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、子ども、保護者、地域から期待される公立学校づくりの検討を進め、順次施策に反映していきます。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
期待される中学校づくりに向けた取組の推進	*公立中学校のあり方検討PTでの検討	*公立中学校のあり方検討結果の報告・まとめ	—	—	—

50 特色ある教育活動

学力向上の取組や感性・情操をはぐくむ教育、文化・伝統等の地域に根ざした活動、心と体を育てる体験学習など、各校の自主性と創意工夫をいかした特色ある教育活動を積極的に支援します。

また、情報の共有化を図るため各校の取組や他自治体の先進事例などをまとめた「特色ある教育活動情報バンク(仮称)」を開設し、その活用を図った教育活動を展開します。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
創意工夫をいかした特色ある教育活動の展開	*特色ある教育活動の推進				
	*情報バンク開設準備	*情報バンクの開設・活用	*情報バンクの活用		

② 進路に対する不安の解消

子どもたちの発達段階に応じて、子どもたちが自己を見つめ、自己の進路・方向性を選択できる能力と望ましい勤労観・職業観を身につけるよう進路指導を充実します。

小学校の児童に対しては、中学校との連携のもと、中1ギャップの未然防止と中学校進学に関する不安を解消するための取組を進めます。

また、中学校の生徒に対しては、ガイダンスや個別の進路相談等の充実を図ります。

51 中学校体験入学会

土曜日の学校公開を拡大するとともに、文化祭や運動会はもとより部活動などさまざまな機会を捉えた体験入学会を行います。

また、小学生の早い段階から区立中学校の説明機会を設けます。

52 中学校における進路指導

進学希望先の学校調べや学校訪問、職場体験などキャリア教育を充実するとともに、進路指導との効果的な連携を図ります。

また、子ども一人ひとりの進路に対するニーズを把握し、十分な進路情報やきめ細かな進路面談を行うなど指導体制の強化を推進します。

53 卒業生(現役高校生)による受験セミナー

先輩である現役高校生の受験体験談や高校生活の楽しさなどを報告してもらい、受験不安の軽減や、自らの進路目標に向かって努力する契機となる場を設けます。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
受験セミナーの定着	*セミナーの準備	*受験セミナーの実施			

③ ニーズに応じた部活動の充実

個性を伸ばし豊かな人間関係を学ぶ機会や、子どもの健全な育成、生涯学習の基礎づくりの場となる中学校の部活動を充実し、安定的な運営を確保するとともに、あわせて外部指導員等を活用し、部活動の活性化を図ります。

54 中学校における部活動の活性化

部活動の活性化に向け、専門的な知識・技術および指導力を有する外部指導員を配置するとともに、顧問の教員が不在時にも活動ができるよう外部指導員に校内における指導業務を委嘱するなど、その活用の推進を図ります。

また、子どもたちが希望する部活動ができるよう、中学校の部活動の状況をみながら他校との合同部活動等の検討もあわせて行います。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
部活動の活性化	*外部指導員の活用				
	*外部指導員の育成による指導業務委嘱の検討	*外部指導員の育成による指導業務の委嘱			

多様な人材の活用推進【再掲(54頁)】

(3) 信頼される学校づくり

○ 現状と課題

教育にとって、家庭や地域社会の協力が不可欠であることから、保護者や地域住民などが情報や課題を教員と共有しながら、学校と協力して子どもをはぐくむ体制づくりが必要です。

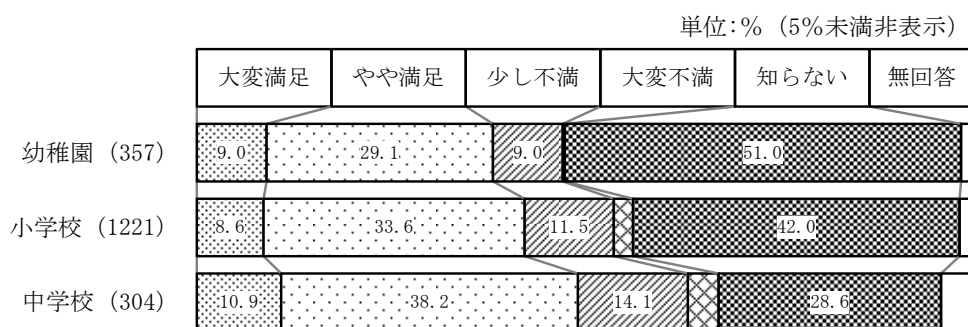
国は、地域に開かれ信頼される学校を実現するため、教育に対する理解と識見のある地域関係者や学識経験者が、学校運営に関し意見を述べることができる学校評議員制度の導入や、学校の教育活動と学校運営の状況等を評価する学校評価の実施を推進しています。

本区においては、平成18(2006)年度から学校評議員制度を全校で導入するとともに、平成20(2008)年度から「中央区学校評価ガイドライン」に基づき、保護者・生徒アンケートの取組も含めた学校評価を実施しています。

しかし、こうした取組の認知度は低く、保護者のアンケート調査結果でも、「学校(園)評価や学校(園)評議員制度による取組」を「知らない」という回答が多く、(図20)今後、こうした取組の認知度を向上させていくことが課題となっています。

また、学校の教育活動等の情報公開など適切な説明責任を果たし、保護者や地域住民から信頼される学校運営を行うことが課題となっています。公立学校は地域とともに歩む学校づくりが基本であり、保護者や地域住民との連携・協力を十分に図りながら学校づくりを進めていくことが重要です。

図20 学校(園)評価や学校(園)評議員制度による取組(保護者アンケート)



○ 取組の方向

信頼される学校であるためには、学校と家庭・地域が相互に理解・協力しあえる関係が必要です。

そのため、各学校・幼稚園は、指導方針や教育活動等の情報を積極的に公開し、家庭や地域から理解と協力を得られる取組を進めていきます。また、学校評議員制度や学校評価制度を積極的に活用し、自律的・継続的に学校運営の改善を行うマネジメントサイクルを確立することによって、学校・保護者・地域が同じ目標のもと、園児・児童・生徒をともにはぐくむ教育を推進します。

○ 当面5年間で実施する個別施策

① 学校情報の積極的な公開

学校のホームページや広報誌の充実と学校公開の拡大を図り、開かれた学校づくりと学校の教育活動の公開を推進します。

55 学校ホームページへの支援

学校の教育活動や本区の教育施策の実践状況をきめ細かく報告できるよう、学校ホームページ内容の充実を図るとともに、ホームページや広報誌の作成を支援する体制の充実を行います。

土曜学校公開【再掲（19頁）】

② 保護者や地域住民が参加する学校運営

学校や幼稚園の評議員制度の効果的な活用や学校評価の充実により、学校運営を改善し、保護者や地域と協働しながら信頼される学校づくりを推進します。

また、学校評価システムについては、その目的や学校改善の必要性を各教員が自覚するとともに、評価結果をさらなる改善につなげるマネジメントサイクルの浸透・定着を図ります。

56 学校評議員制度

幼児・児童・生徒、保護者および地域住民の期待に応え、特色ある学校づくりと開かれた学校づくりを推進するため、全小・中学校と幼稚園に学校評議員会を設置し、学校運営などに関する意見等を積極的に聞く体制を推進します。

また、保護者会等を活用し評議員の意見等の説明を行うなど、より積極的な説明責任に取り組みます。

57 学校評価

教育水準の向上に向け、前年度の評価結果を踏まえた目標の設定、自己評価、保護者や学校に関わりのある地域関係者等による自己評価を踏まえた学校関係者評価を行い、その評価結果を公表するとともに、客観的な視点での評価を行う第三者評価なども含め、各校が組織的・継続的な改善を図る学校評価システムを推進します。

58 地域による学校サポート

保護者や地域住民との連携・協力のもと、学習サポートや美化活動、あいさつ運動、防犯活動、夏季特別活動、行事支援など地域による学校の支援体制を推進し、学校の教育活動の充実を図ります。

(4) 良好な学校環境の充実

○ 現状と課題

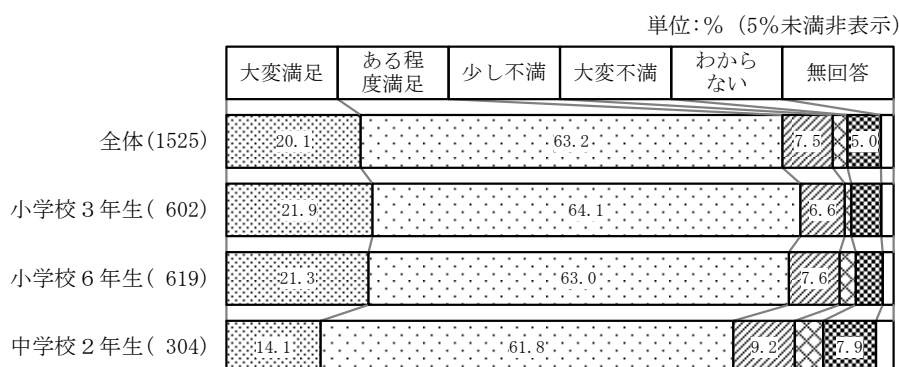
子どもたちが質の高い空間で学ぶことができるとともに、安全に安心して学校(園)生活を送れるよう、良好な学校環境の充実に向けた取組は大変重要です。

本区の学校は昭和初期に建てられた校舎等が多く老朽化も進行しているため、計画的な改修・改築等の施設整備を行うことが課題となっています。

校舎の耐震化はもとより、全校の出入口の電子ロック化、緊急地震速報システムの整備、あるいは学校施設・設備の改修などに取り組み、保護者のアンケート調査結果(図21)で高い評価を得ているものの、防災・防犯面など学校の安全環境向上にはハード・ソフト両面での取組が引き続き必要です。

さらに、近年、地球温暖化などの環境問題が世界共通の課題となっていることから、学校施設においても環境に配慮した施設の整備が求められています。

図21 区立学校の教育に関する満足度(安全・安心な学校づくり)(保護者アンケート)



○ 取組の方向

経年劣化に対応した保全改修や改築を適切に実施するとともに、それらを契機とした各種機能の充実をはじめ、ハード・ソフト両面から「安全・安心」や「環境」に配慮した取組を推進します。

○ 当面5年間で実施する個別施策

① 学校施設の機能の充実

老朽化した学校の改築や学校施設の予防保全・改修を計画的に行うとともに、それらを契機として、防災・防犯面での安全環境の整備はもとより、新学習指導要領に対応した設備や学習機器の整備を推進します。

なお、老朽化した中央・明石・明正小学校の改築を進めるにあたっては、それぞれの学校の特性に応じた特色ある整備を着実に進めるとともに、防災拠点や地域コミュ

ニティの核としての機能の充実を図ります。

また、ハード面のみならず新型インフルエンザ等にも対応した危機管理マニュアルを学校ごとに作成します。

さらに、所轄消防署・消防団等と連携した総合防災教育についても視野に入れ、子どもたちへの防災知識の普及などに努めます。

59 学校等施設の機能の充実

児童数の増加や経年劣化への対応、施設・設備の機能充実・長寿命化を図るため、保全・改修を計画的に実施します。

なお、設備改修に際しては省エネルギータイプの機器等を採用します。

60 学校・幼稚園の改築

築80年を経過した学校施設の老朽化への対応や教室・体育館の狭さの解消、新しい時代に即した教育環境や良好な学習空間の確保を図るため、中央区基本計画2008における計画事業「校舎等の整備(改築)」の対象校として選定した中央小学校・幼稚園、明石小学校・幼稚園および明正小学校・幼稚園を改築します。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
中央小学校・幼稚園および明石小学校・幼稚園の同時改築	*新校・園舎建設工事		→ *新校・園舎開設	—	—
明正小学校・幼稚園の改築	*改築準備協議会の設置・運営	*改築準備協議会の運営 *設 計	*新校・園舎建設工事		→ *新校・園舎開設

61 学校危機管理マニュアルの整備

子どもたちの安全を確保するため、各幼稚園・学校の「学校防災計画」を、新型インフルエンザなどの感染症予防対応等も包含した「危機管理マニュアル」として作成し直し、災害時のみならずさまざまな危機に対して的確かつ迅速な行動がとれるよう支援します。

② エコスクールの推進

校舎等の改築や予防保全・改修にあわせ、各学校の状況に応じた創意工夫を行い、「中央区環境行動計画(平成20(2008)年3月)」や「中央区緑の基本計画(平成21(2009)年3月)」の趣旨を踏まえた学校の緑化と、自然エネルギーを利用したエコスクールの推進に努めます。

また、それらを活用した環境教育の取組もあわせて充実します。

62 エコスクール

環境への負荷の低減を図るため、校舎等の改築や予防保全・改修にあわせて屋上緑化・壁面緑化・芝生化・学校ビオトープなどの緑化を推進するとともに、太陽発電等の自然エネルギーの活用を進め、環境に配慮した学校施設の整備を図ります。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
エコスクールの 推進	*学校の緑化 *太陽光発電システム の整備		*太陽光発電システム の整備		*太陽光発電システム の整備

3 「社会全体」で支える子どもの健全な育成

(1) 地域との連携による子どもの健全育成

○ 現状と課題

近年、地域の教育力の低下が指摘される中、改正教育基本法では、学校・家庭・地域住民等が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携・協力に努めることを規定しており、子どもたちの健全な育成をはぐくむためには、学校だけでなく社会全体で取り組むことが求められています。

本区では、地域の多くの方々にゲストティーチャーとして学校の教育活動への協力・参画を得るなど、学校と地域が互いに結びつきを強めてきましたが、豊かな経験や豊富な知識をもった人材をより積極的に活用するしくみづくりや、文化・芸術・歴史・伝統工芸・産業などの分野で活躍されている方々との連携をさらに推進することが求められます。

教員のアンケート調査結果では、「学校(園)は地域の教育力を活かしていますか」(53頁 図22)において約90%が「思う」と回答しているとともに、「どのように活かしているか」(53頁 図23)では大半が「生活科や総合的な学習の時間」と回答しており、本区においては地域の人材の活用が比較的進んでいると思われまます。

しかし、30代の子育て世代を中心とした新たな住民層の流入や高層マンション居住等による生活スタイルの変化により、地域コミュニティと学校との結びつきは変化しつつあり、コミュニティの再構築等を求める声も少なくありません。

保護者のアンケート調査結果では、「地域活動への参加頻度」(53頁 図24)において「あまり参加していない」「全く参加していない」という回答が半数近くあり、その理由(54頁 図25)として「参加したいが時間がないから」「参加したいが機会や方法がわからないから」といった回答が多くなっています。保護者が地域活動に参加しやすいしくみをつくり地域との交流を深めることで、地域の教育力をいかした子どもたちの健全育成を推進するという点で課題があるといえます。

本区においては、平成17(2005)年4月から学校施設を活用して、地域の協力を得ながら放課後や週末に子どもたちが安全に安心して過ごせる「子どもの居場所づくり」に取り組んでいます。さらなる拡大と児童館における学童クラブとの役割分担などについて課題があります。

近年、全国各地で子どもが被害者となる凶悪犯罪が続発し、子どもたちの安全を脅かしています。本区では、関係機関と連携し危険情報を保護者に配信する「こども安全安心メール」を実施するなど子どもの安全確保に努めています。今後も引き続き、学校と家庭、地域、関係機関が、安全指導や安全体制において十分に連携し、地域全体で子どもたちの安全を見守ることのできる環境づくりや体制づくりを推進していくことが重要です。

図22 学校（園）は地域の教育力を活かしていますか（教員アンケート）

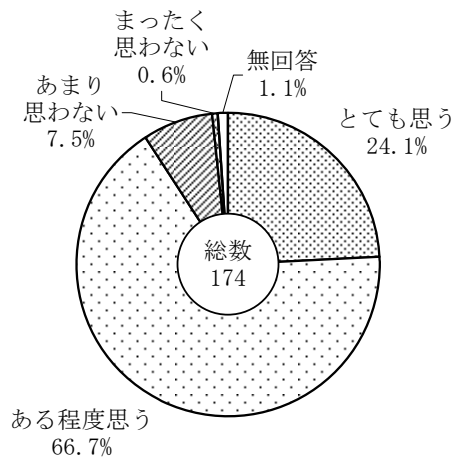


図23 地域の教育資源をどのように活かしていますか（教員アンケート）

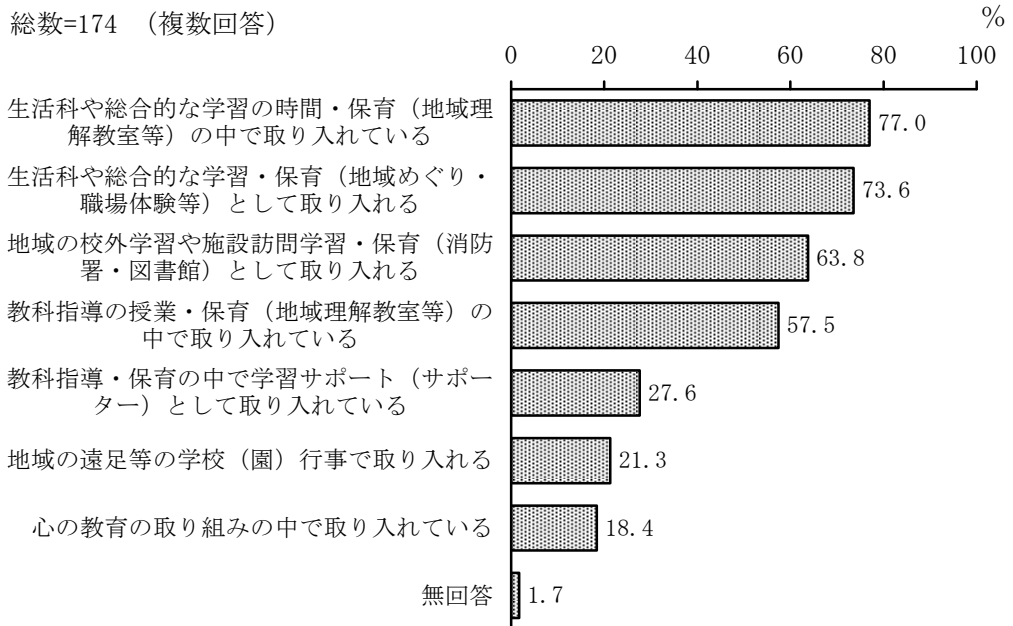
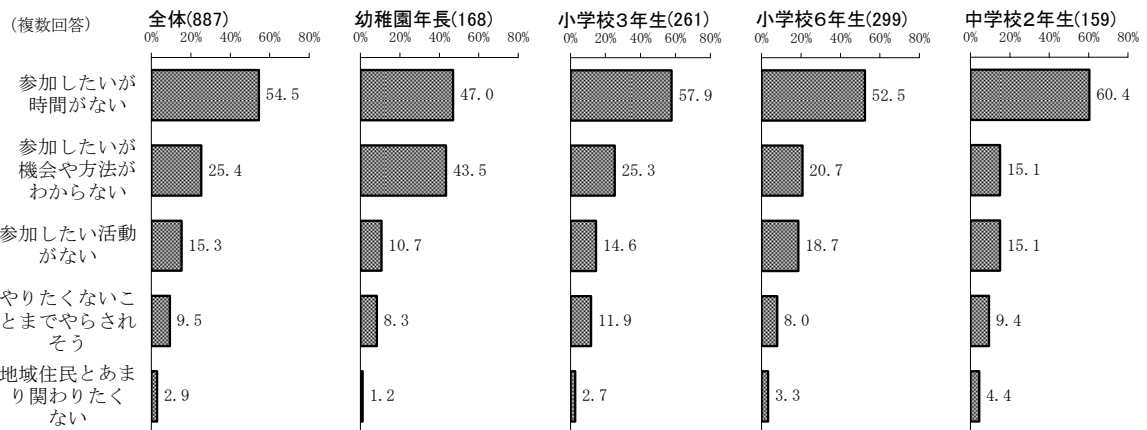


図24 地域活動への参加頻度（保護者アンケート）



図25 地域活動に参加しない理由（保護者アンケート）



○ 取組の方向

地域人材のさらなる活用を図るとともに、日頃の活動で培った知識や技能・文化を地域の子どもたちに伝承するしくみづくりの充実や、PTA、青少年対策地区委員会等の社会教育関係団体の自主的な活動の支援を推進します。

また、学校行事や学校を利用した地域行事等を通じて、学校が地域活動や区民交流の場としての役割を果たし、地域の核となる学校づくりを推進します。

地域や関係機関等と学校が緊密に連携し、総合的な子どもの安全・安心な環境づくりを推進します。

さらに、区全体で防犯教育や安全教育の取組を強化するなど、子どもの防犯、非行防止、インターネット上の有害サイトへの接触防止等の対策を講じます。

○ 当面5年間で実施する個別施策

① 地域の人材や学習資源を活用した教育の推進

地域の教育力を学校の教育活動などに積極的に活用し、学校支援体制を強化するため、各方面で活躍されている人材が講師となり、地域の文化・歴史・風土等を学べる機会などを積極的に設けます。

また、学習活動や部活動、環境美化などに協力していただける地域の多様な方々を「学校を支援する人材」として登録し、活用できるしくみづくりなどに取り組みます。

63 多様な人材の活用推進

地域の文化・歴史・風土などをさまざまな角度から学ぶ地域理解教育を充実するため、各方面で活躍されている地域の人材を、ゲストティーチャーとして積極的に活用します。

また、さまざまな教育活動に多様な地域の人材や学校ボランティア、サポーター等の活用が図れるしくみを推進するため、教育センターの機能を活用し、人材登録

のうえ学校に情報提供することができる「教育地域人材バンク(仮称)」を開設し、その活用を図った教育活動を展開します。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
地域の教育力の積極的な活用	*地域人材の積極的な活用				
	*人材バンク開設準備	*人材バンクの開設・活用	*人材バンクの活用		

64 地域理解教室

各方面で活躍されている方々や地域の教育資源の活用を図り、子どもたちが周辺地域をはじめとした区内の文化・歴史・風土について、さまざまな角度から学べる学習の機会を充実します。

65 子ども向け文化・歴史読本(仮称)の作成

子どもたちにとって地域がより身近なものとして感じられ、郷土への愛着心がはぐくまれるよう、本区の歴史や文化、伝統、産業等に着眼した主に小学校高学年を対象とした「子ども向け文化・歴史読本(仮称)」の作成を行います。

なお、学校の調べ学習や地域理解教室などでも活用できるものとするため、区立図書館と学校等が連携して作成にあたります。

5年後の目標	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
地域の文化・歴史等の理解推進	*図書策定準備	*子ども向け文化・歴史読本(仮称)の作成	*子ども向け文化・歴史読本(仮称)の活用		
	*図書策定PTの設置・運営				

② 地域交流の推進

学校行事のみならず、各種の区主催イベントやさまざまな地域行事等に子どもたちが積極的に参加することで、地域交流の活性化はもとより、体力向上や健全育成の推進、世代間交流を通じた社会性を身に付けていくことなどが期待されます。

そこで、地域コミュニティの拠点となる学校づくりを進めるため、学校行事や学校を利用した地域行事等に子どもや保護者がより多く参加できるよう積極的な呼びかけを行うなど、地域住民の交流推進を支援するとともに、交流の活性化などを通じて地域の教育力の向上を図ります。

66 学校と地域との交流推進

学校行事や学校施設を利用した地域行事等への参加呼びかけはもとより、青少年対策地区委員会、青少年委員、民生・児童委員、主任児童委員、PTA、町会・自治会等とのさらなる相互協力・連携を推進し、それぞれの事業を通じた積極的な取組の展開により地域交流の充実を図ります。

③ 子どもの居場所づくりの推進

子どもたちの放課後等の安全な居場づくりと健全な育成を図るため、学校施設を活用した子どもの居場所づくりを推進します。

また、プレディを活用した子どもと地域の多世代とのふれあいなどについてもさらに推進していきます。

67 子どもの居場所「プレディ」

学校施設を活用し、地域の方々の協力を得ながら運営する子どもの居場所「プレディ」を、学校改築にあわせて2校整備するほか、条件の整った小学校から順次拡大します。

④ 関係機関等と連携した安全・安心な環境づくり

所轄警察署や関係機関等と連携した各学校におけるセーフティ教室の実施など、子ども自身の危険回避能力を育成します。

また、登下校中や放課後における地域ぐるみの取組も、学校・家庭・地域・関係機関との連携強化のもと、安全・安心な環境づくりに向けさらに推進していきます。

68 セーフティー教室

インターネット・携帯電話等にかかわるハイテク犯罪やネットトラブルの防止に向けた学習や、非行・犯罪被害防止学習など、子どもたち自身が自分の身を守るができる力の育成を図るため、所轄警察署と連携した安全教室を行います。

69 地域と連携した子どもの安全安心対策

登下校時の安全確保や子どもたちを路上犯罪から守るため、小学校のPTAの協力を得た「安全安心パトロール」や、区内の家庭・店舗・事業所等の協力を得た「緊急時の避難所“こども110番”」を実施するなど、地域と連携した子ども安全安心対策を推進します。

また、警察や地域から連絡のあった不審者目撃情報などを保護者の携帯電話等にメール送信する「こども安全安心メール」により注意を喚起します。

(2) 家庭教育力の向上

○ 現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもがしつけや基本的な生活習慣、倫理観、社会的なマナーを身に付ける上で大変重要な役割を担っています。

改正教育基本法では、保護者が子どもの教育の第一義的責任を有し、必要な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることと、国および地方公共団体が、家庭教育の自主性を尊重しつつその支援策を講ずるよう努めることを規定しています。

近年、少子化や核家族化の進行などにより、家庭の中で子育ての知識を得る機会が少なくなり、子育ての知識を得られずに不安や育児ストレスを抱え、地域で孤立している親や子育てに無関心な親などが増加しているといわれています。

平成19(2007)年度に実施した「中央区保育需要・子育て支援調査に関する実態調査」においても、子育てに関する不安や負担の第1位に、「子どもの教育に関すること」があげられています。(図26)

すべての親が、自信をもち安心して家庭での子育てや教育を行えるよう、親自身の「学び」や「成長していける場や機会」を設けることが必要です。

また、家庭の教育力の低下とともに、子どもに基本的な生活習慣や自立心、社会性などが身につけていないといった問題が指摘されています。保護者のアンケート調査結果(58頁 図27)では、家庭教育で重点を置いていることとして、「あいさつをする」「うそをつかない」「約束を守る」などが上位にあがっています。

教員のアンケート調査結果では、「子どもの生活指導上の問題」(58頁 図28)として、「繰り返しの指導にもかかわらず指導の効果が無い」(55.2%)、「保護者の協力が得られない」(45.4%)と感じている教員が多くいることがわかります。

子どもの教育において、学校と家庭が互いに信頼関係を築き、ともに子どもの指導にあたるのが重要であり、日頃から連携・協力する姿勢を強化することが求められます。

図26 子育てに関する日頃の悩み(保育需要・子育て支援調査に関する実態調査)

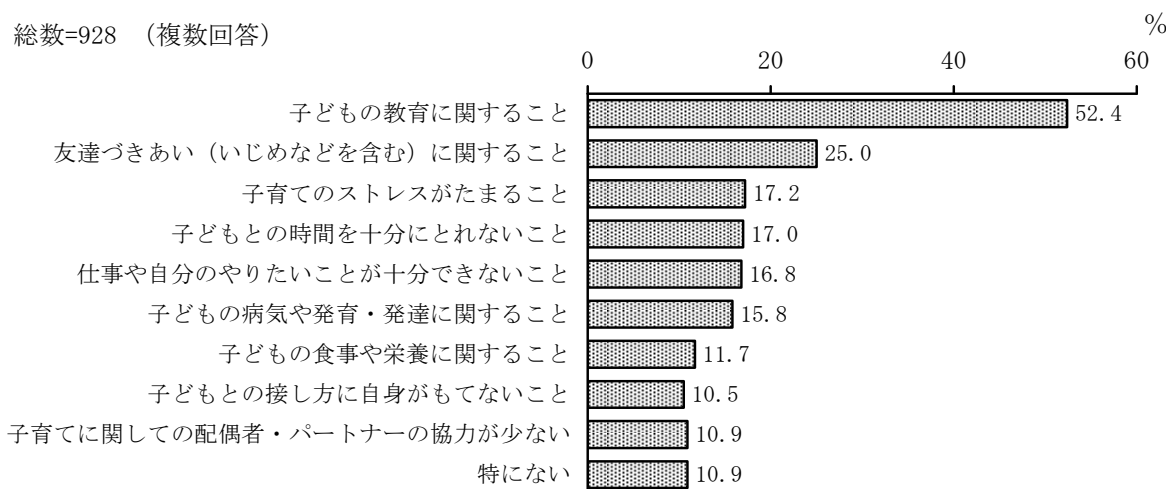


図27 家庭教育の重点（保護者アンケート）

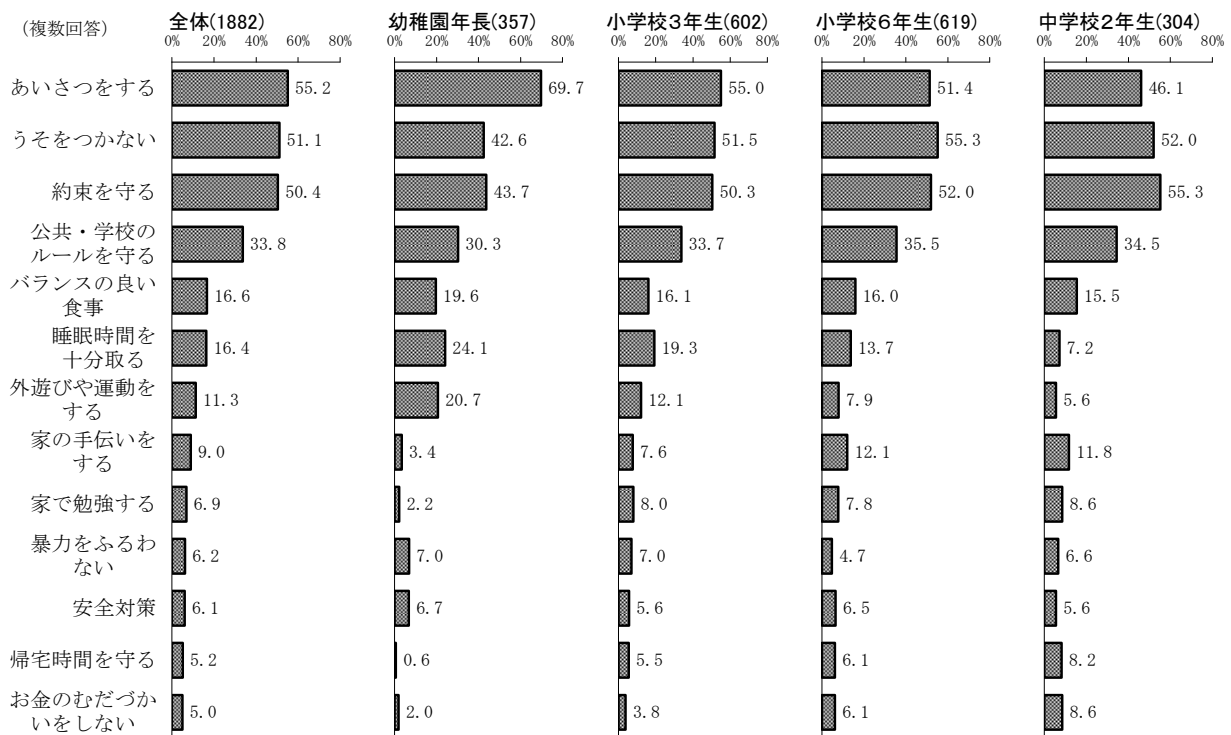
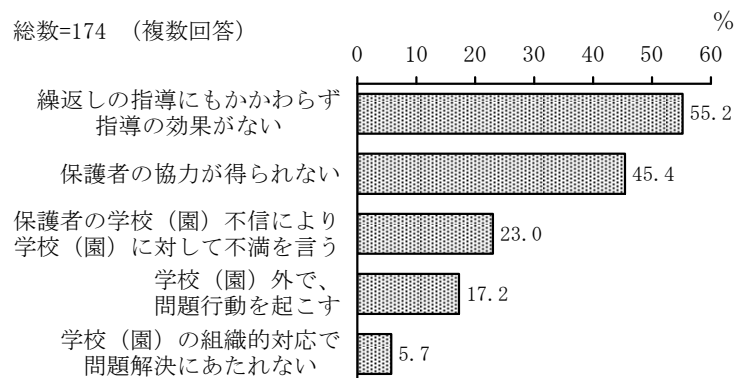


図28 子どもの生活指導上の問題（教員アンケート）



○ 取組の方向

次世代を担う子どもたちが、豊かな心で、元気に明るく輝いていくために、保護者が子どもを育てていく力「親力」の強化に向けた支援を行います。

そのため、区長部局と緊密に連携し、地域家庭教育推進協議会が行う家庭教育学習会や、学校・PTA・子育てサークルなどが行う子育て講座等の学習機会へのより参加しやすい実施方法等を工夫するとともに、ライフステージに応じた課題別の講座の実施など、きめ細かな家庭教育の取組を推進します。

また、子どもの望ましい基本的な生活習慣の育成に向けた取組の普及啓発や、学校・家庭・地域が連携し社会ルールを守ろうとする環境づくりなどにも取り組みます。

○ 当面5年間で実施する個別施策

① 子どもをはぐくむ「親力」の育成と支援

学習会等を通じて子育てする力の育成を図るとともに、子どもの望ましい基本的な生活習慣の育成を目的とした「子どもの生活リズムの向上」の普及啓発を積極的に展開します。

また、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、社会ルールを守ろうとする環境づくりや、「親力」を高めるための保護者への働きかけを推進します。

70 学校・家庭・地域の協力による規範意識の向上

学校・家庭・地域が協力して、子どもたちの発達段階に応じた幼児期から義務教育修了時までには育てたい規範意識に関するマニュアル等を作成し、その向上に向けた普及啓発を推進するとともに、それらを活用した道徳教育の充実を図ります。

71 家庭教育の向上

親が子どもと真剣に向き合うことなど「親力」を高めるため、地域家庭教育推進協議会が行う家庭教育学習会や講演会、地域に出向く学習会等に加え、就学説明会や保護者会等の機会を活用した取組など、学校と同協議会等が連携した日常的な保護者への働きかけを推進します。

(3) 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援

○ 現状と課題

国の教育振興基本計画では、改正教育基本法の規定を踏まえ、子どもから大人まで誰もが生涯を通じて、いつでもどこでも学習することができ、その成果を適切にかせる社会の構築をめざした環境を整備することが示されました。

本区においては、急速な人口増に伴い、区民の自発的な団体活動や区主催の生涯学習講座・スポーツ教室などへの参加が増えています。また、団塊の世代が退職期を迎えたことにより、多くの生涯学習への参加が見込まれます。

そのため、それぞれのニーズに応じて学べる適切な学習施設の整備や学習機会の提供が求められます。

また、生涯学習の観点から、地域の情報拠点・学習拠点としての図書館機能の充実を図り、地域の教育力の向上に努めるとともに、学校図書館との連携を充実し、子どもたちが生涯を通じて読書に親しむ素地を培うための読書環境の充実も求められます。

さらに、子どもから高齢者まで各層の地域住民が、学校施設をスポーツなどの地域活動の有効な場所としてさらに活用できるよう努めることも必要です。

○ 取組の方向

生涯学習活動の推進に向け、図書館を地域の情報拠点・学習拠点ととらえ、教養や職務能力を向上させるための学習や情報収集の場として、図書館サービスを充実させるとともに、社会の高度情報化に対応した機能充実を図ります。

また、「中央区子ども読書活動推進計画」に基づき、すべての子どもが自ら進んで読書に親しめるよう学校・家庭・地域が連携し積極的に読書活動を推進します。

さらに、学校施設等の開放を通じたスポーツ・レクリエーションや生涯学習活動の支援を充実していきます。

○ 当面5年間で実施する個別施策

① 地域の学習拠点・情報拠点としての図書館機能の充実

生涯学習の中心的施設として、誰にでも利用しやすい図書館に向け機能の一層の充実を図ります。

また、子どもの読書活動を推進する取組を充実するとともに、学校図書館を支援する図書館活動も進めていきます。

72 中央図書館の移転整備

高齢者や障害者など誰にでも利用しやすく、高度情報化にも対応した図書館づくりを推進するため、労働スクエア東京跡地(都有地)に本区の中央図書館である京橋図書館を移転整備し、生涯学習の中心的施設として機能の向上を図ります。

なお、平成22(2010)年に整備に向けた基本計画を策定し、施設内容やスケジュールなどの方針を決定するなど、できる限り早期の着実な推進を図ります。

73 子ども読書活動の推進

「中央区子ども読書活動推進計画」に基づき、区立図書館が中心となって学校・家庭・地域と連携し、より一層の子どもの読書活動の推進に努めます。

なお、この推進計画は平成25(2013)年度に向けて改定を行います。

* 児童基本図書等の充実

児童基本図書蔵書数を計画的に増やすとともに、乳幼児から小・中学生、高校生等の各年齢層に応じた読書活動支援の充実を図ります。

* 子ども図書館員

図書館員の仕事を体験することにより、本への親しみを深めるきっかけづくりを行い、読書の振興を図るとともに、豊かな感性・情操、思いやりの心をはぐくみます。

74 図書館地域資料のデジタル化

図書館が収集・保存・提供してきた江戸・東京の歴史や文化を伝える貴重な錦絵や絵はがき、写真などの地域資料を電子化し、順次ウェブサイトおよび図書館の専用端末で公開・提供するなど積極的な情報発信を行います。

子ども向け文化・歴史読本(仮称)の作成【再掲(55頁)】

② 学校施設を活用した生涯学習活動への支援

区民の生涯学習活動の活性化と、地域のスポーツ・レクリエーション活動振興のため、学校施設等の開放を行います。

75 学校施設等のスポーツ・レクリエーション開放

区民の健康増進と余暇活用を図るとともに、地域のスポーツ・レクリエーション活動の振興のため、学校教育に支障のない範囲内で学校体育施設および校外学園施設(柏学園)を開放し、社会教育活動の積極的な支援を行います。

なお、中学校体育館のスポーツ利用については利用時間の延長を図るなど、支援を充実します。

V 教育振興基本計画の実現に向けて

1 国や東京都への積極的な働きかけ

(1) 教職員の人事権の移譲

特別区長会では、特別区が長期的視点を持ち、地域の実情に応じた学校教育を推進できるよう、区立小・中学校教職員の人事権や学級編制・教職員定数などの権限および必要な財源を併せて特別区へ移譲することを、国の施策および予算に関する要望の中で求めています。これは、区および学校が主体性を発揮し、地域特性に応じた独自性のある教育活動を展開するためには不可欠なものです。

今後も、引き続き都区のあり方検討委員会などの動きに注視しながら、国および東京都に対して人事権の移譲を強く働きかけていきます。

(2) 学級編制や教職員の配置の弾力的な運用

学校現場では、子どもや保護者の多様なニーズに対応するため、新学習指導要領の趣旨を踏まえた「個に応じた指導」の充実が強く求められています。また、少人数学級の動向、少人数指導や小学校の教科担任制の導入などの教育課題にも直面しています。

全国市長会等から地方分権改革推進委員会へ「学級編制・教職員定数の決定」について要望がなされているように、これらの課題に柔軟かつスピーディーに対応するため、「学級編制や教職員配置の弾力的な運用」について東京都に引き続き強く求めています。

2 教育委員会活動のさらなる充実に向けて

教育委員会は、我が国の地方教育制度の根幹をなすものであり、自治体における教育行政を推進する大きな責任を負っています。しかし、地方分権改革推進委員会ではそのあり方の見直しが指摘されています。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会の責任体制の明確化、教育委員会の体制の充実、教育における地方分権の推進等が規定されました。

学校教育が、子ども・保護者・地域住民から信頼されるためには、地方教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感をもって責任を果たしていく必要があります。

今後も、保護者はもとより多様な地域住民の意向を学校経営に反映し、地域の実情に応じた学校づくりを推進するため、さまざまな視点から学校の進める教育活動を支援していきます。

また、各学校間の連携や、学校と地域との連携の「橋渡し」としての役割を果たすなど、責任ある教育委員会活動を展開します。

(1) 教育委員会による点検評価

「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」は、教育委員会が所管する

施策および主要事業を対象として、その実績や効果等について自己評価を行うとともに、学識経験者の知見を、広く活用した第三者による評価を行っています。また、評価結果は議会へ報告するとともに区民に公表しています。

今後も、評価の結果はもとより、公表により寄せられた意見等は、その後の施策に反映させるなどマネジメントサイクルを構築し、教育行政のより透明性を高める取組を進めます。

(2) 教育委員会活動の活性化

教育委員会定例会等の会議の活性化はもとより、これまで以上に教育委員が学校・幼稚園を訪問し、教員との意見交換も含め教育現場の課題などの実態把握や理解に努めていかななくてはなりません。また、教育委員会活動の周知と地域の方々との議論を深めるため、積極的にまちに出ていくいわば「まちかど教育委員会」とでも言うべき活動に取り組んでいきます。

さらに、教育を取り巻く環境の変化等を適時・適切に把握するため、教育委員の研修会等の充実を図り、レイマンコントロールという教育委員会制度の趣旨を踏まえながらも、常にその資質の向上に努めていきます。

用語の説明

1 学習到達度調査（PISA）（4頁）

経済協力開発機構（OECD）が、義務教育修了段階の15歳（高校1年生）を対象に実施する知識や技能を実生活でどの程度活用できるかを評価する国際調査
平成12(2000)年に第1回調査が行われ、以後3年毎に実施されている。

2 教育三法（4頁）

「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法」のこと
この教育三法の改正案が平成19(2007)年6月20日に可決・成立し、同月27日に公布された。

3 学習指導要領（4頁）

学校教育法施行規則の規定に基づいて、文部科学大臣が定める小・中・高等学校などの教育課程に関する基準
小・中学校の新しい学習指導要領は、平成20(2008)年3月に改訂され、21(2009)年度から一部先行実施し、小学校は23(2011)年度、中学校は24(2012)年度から全面实施される。

4 幼稚園教育要領（4頁）

学校教育法施行規則の規定に基づき、文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程に関する基準
新しい幼稚園教育要領は、平成20(2008)年3月に改訂され、21(2009)年度から全面实施されている。

5 小1プロブレム（9頁）

小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態
これまでは1か月程度で落ち着くと言われていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育が注目された。

6 中1ギャップ（9頁）

小学校から中学校に進学したときに、学習や生活の変化になじめず、いじめや不登校などの様々な困難を抱えてしまう生徒が増える現象

7 学校力（10頁）

高い資質能力を備えた教師が自信を持って指導に当たり、保護者や地域も加わって学校が生き生きと活気ある活動を展開できる学校の教育力（新しい時代の義務教育を想像する（答申）平成17(2005)年10月26日中央教育審議会）
学校教育が抱える課題の複雑化、多様化に対応するため、組織的、機能的に学校運営が行われる力（平成19(2007)年度文部科学白書）

8 読解力（16頁）

自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力

9 ICT (18 頁)

Information and Communications Technology の略。情報技術によるコミュニケーション活用も含めた情報通信関連技術

10 学習力サポートテスト (18 頁)

中央区がこれまでの到達度診断テストに代わり平成 21(2009)年度から実施した基礎的・基本的な学習内容の定着状況と問題解決能力等の調査

区立小学校 4 年生から 6 年生、区立中学校全学年を対象とし、各学校での個に応じた指導の充実や教員の指導力の向上と、児童・生徒の学習の動機付けに活用する。

11 理科支援員 (19 頁)

小学校 5・6 年生の理科の授業で、実験観察の準備、後片付け、教員の学習指導の補助やサポートを行う支援員

12 土曜スクール (19 頁)

小学校の 4 年生から 6 年生の希望する児童および中学校の全学年の希望する生徒を対象に、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図ることをねらいとした区独自の土曜日を活用した補習指導。

13 校内 LAN (20 頁)

LANとはローカルエリアネットワーク (Local Area Network) の略で、学校内のコンピュータをネットワークで接続したシステム (通信網)

校内 LANを導入することで、教員の別々のパソコン同士でデータ等を共有したり、子どもたちの学習成果を保存・発表するなど活用できる。

14 情報リテラシー (20 頁)

情報と情報手段を主体的に選択し活用する基礎的な資質や能力

狭義にはコンピュータのような情報機器の活用能力の意味に使われるが、広義には紙媒体も含むあらゆる情報手段の活用能力を意味する。

15 ネットモラル (20 頁)

インターネットや携帯電話などのネットワークを介したコミュニケーションを行う上で必要なモラル

16 フロンティアスクール (20 頁)

中央区の小学校における教育課題を先行的に研究・開発を行うフロンティアスクールを指定。研究成果を全小学校に反映させて中央区全体の教育活動の向上を図る。

17 外国人英語指導講師 (ALT) (21 頁)

Assistant Language Teacher の略 教師と協力して授業を行う外国人講師

本区において、小学校では英語に親しみ、英語学習への関心や意欲を持たせるよう外国語活動に配置し、中学校では教科指導の一貫として配置している。

18 適応教室「わくわく 21」(23 頁)

区内在住、在校の不登校およびその傾向にある児童・生徒が、いろいろな活動を通して心のふれあいを経験し、新たな活力を見出していけることを目的として、教育センターにおいて実施している教室

19 子ども家庭支援センター「きらら中央」(23 頁)

18 歳未満の子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、親子の交流の場や一時預かり保育などのさまざまな子ども在宅サービスを提供している。また、子育て支援の拠点として、児童相談センターや区内関係機関と連携を図りながら子育て支援のネットワークを構築する役割を担っている。

20 スクールカウンセラー (24 頁)

学校で、生徒・保護者のいじめ、不登校、生徒の悩みなどの相談・カウンセリングを行う臨床心理士等の専門性を有するカウンセラー

21 適応教室専門員 (24 頁)

不登校やその傾向にある児童・生徒が、適応指導教室「わくわく 2 1」において、個別の学習や様々な活動を行うために、配置されている指導的専門員

22 メンタルサポーター (24 頁)

不登校や心理的な問題を抱え、ケアを必要とされる児童・生徒に対して、心のケア、学習支援、話し相手などを行うことを目的として、家庭や適応教室「わくわく 2 1」、学校に派遣している本区独自の施策によるサポーター

臨床心理士の資格を有する者又はその資格取得予定の大学生・大学院生があたる。

23 キャリア教育 (24 頁)

各学校段階の児童生徒に対し、将来、自分にとって最もふさわしい進路や進学希望校等を主体的に選択し、その後の職業生活の中で自己実現を図るために必要な知識・技能・態度・価値観などを、学校内外のあらゆる活動を通じて、組織的・計画的に育成しようとする教育

24 セカンドスクール (25 頁)

小学校 4 年生を対象に区立柏学園を活用し、豊かな自然を生かした学習や体験活動を実施している 2 泊 3 日の宿泊行事

25 エコキャップ運動 (25 頁)

ペットボトルのキャップを回収して再資源化することで二酸化炭素を削減し、キャップの再資源化で得た売却益を開発途上国の子どものワクチン代として寄贈する運動
特定非営利活動法人エコキャップ推進協会が推進している。

26 食育 (27 頁)

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身に付ける教育の取組

27 マイスクールスポーツ (1 校 1 運動) (29 頁)

本区の各小学校がそれぞれ、縄跳び、一輪車、持久走などの種目を重点的に取り組むスポーツとして掲げて、児童の体力向上・増進を目指した取組

28 特別支援教育 (31 頁)

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと

29 LD (31 頁)

Learning Disabilities の略 学習障害

基本的には全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す様々な状態を指すものである。

30 ADHD (31 頁)

Attention-Deficit/ Hyperactivity Disorder の略 注意欠陥／多動性障害

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意さ、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

31 高機能自閉症 (31 頁)

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの

32 特別支援教育コーディネーター (31 頁)

特別支援教育の実施に向けて、校内委員会及び校内研修の運営や担任への支援、関係者及び関係機関等との連絡調整、保護者の相談窓口、専門的な情報提供などの役割を担う教員

33 特別支援教育アドバイザー (32 頁)

幼稚園・小中学校に、心理の専門家や医師等を定期的に派遣し、通常の学級に在籍する発達障害等のある、あるいはその疑いのある幼児・児童・生徒や、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、望ましい教育的対応についての専門的な助言を行うアドバイザー

34 臨床心理士 (33 頁)

臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間のさまざまな心理的問題を解決する専門家

35 通級による指導学級 (33 頁)

小中学校の通常の学級に在籍し、言語障害、難聴、弱視、情緒障害などのある児童生徒を対象として、通常の学級以外の教室の場で、障害に応じた指導を行う学級のこと

36 認定こども園 (36 頁)

就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能と、地域におけるすべての子育て家庭を対象とした支援を行う機能を有する施設

37 カリキュラム連携型小中一貫教育モデル事業 (37 頁)

小・中学校の連携・交流を進めるため、小・中学校で連続した一貫性のあるカリキュラムの策定等を行い、そのカリキュラムに基づき一貫した教育を推進するモデル事業。

38 OJT (40 頁)

On-the-Job Training の略。職場の上司（先輩）が部下（後輩）に対し、仕事の現場で実務に携わりながら必要な知識・技術・態度などを計画的・継続的に指導し、修得させること

39 メンタティーチャー制度 (41 頁)

指導力に優れた実践をもつ教員を「中央区メンタティーチャー」として認定・育成し、若手教員等に対して、教科の指導方法や模範授業、教材開発、学級経営等の指導・研修講師・助言の役割を果たす本区独自の教員指導力向上システム

40 ヘルプデスク (42 頁)

学校からパソコンの使用方法等の問い合わせや要望、トラブル時の対処などを一元的に対応する窓口のこと

41 中高一貫校 (43 頁)

中学校と高等学校の6年間の教育を一貫して行う学校。

中高一貫校には、6年間の中高一貫教育を一つの学校で行う「中等教育学校」のほか、併設型や連携型がある。

42 学校評議員制度 (47 頁)

平成12(2000)年4月に学校教育法施行規則等の一部改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして導入された制度

本区では、幼児・児童・生徒、保護者および地域住民の期待に応え、特色ある学校づくりと開かれた学校づくりを推進するため、全小・中学校および幼稚園に設置している。評議員は、学校(園)長の推薦等に基づいて教育長が委嘱し、校(園)長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べることができる。

43 学校評価 (47 頁)

平成19(2007)年度に学校教育法等が一部改正され、各学校は教育活動その他学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めなければならないとされた。本区においては平成20年度から、前年度の評価結果を踏まえた目標の設定、自己評価、保護者や学校に関わりのある地域関係者等による自己評価を踏まえた学校関係者評価、評価結果の公表と教育委員会への報告を行い、各学校が組織的・継続的な改善を図る学校評価システムを実施している。

44 マネジメントサイクル (47 頁)

教育施策においては、目標を明確に設定し(Plan)、実施し(Do)、その成果を客観的に検証し(See)、その結果を改善して次の教育施策に反映させる(Action)という循環サイクル

45 エコスクール (50 頁)

太陽光発電等の自然エネルギーの活用や壁面等の緑化を進め、環境への負荷の低減を図った学校

46 ビオトープ (51 頁)

学校の敷地内に、地域在来の生き物が暮らすことのできる草地や池などの空間を復元する取組で、環境教育の教材として活用している。

47 青少年対策地区委員会 (54 頁)

地域における青少年の健全育成のための自主団体として、連合町会単位に19地区委員会が設置されている。それぞれの地区委員会は、青少年問題協議会で審議決定した施策の実施に協力するとともに、地域の実情に応じた各種の施策を実施するほか、各地域における青少年関係諸団体等の活動についての連絡調整も行っている。

48 子どもの居場所「プレディ」(56 頁)

子どもの健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日、長期休業日などに子どもが安全に安心して過ごせるよう、小学校の施設を活用した子どもの居場所を開設している。

49 親力 (58 頁)

次世代を担う子どもたちが、豊かな心で、元気に明るく輝いていくために重要となる「保護者の子どもを育てていく力」(第三次中央区保健医療福祉計画 平成 21(2009)年 3 月)

50 地域家庭教育推進協議会 (59 頁)

中央区の家庭教育を推進するため平成 16(2004)年に教育委員会と学校関係者・P T A・青少年委員・児童委員等により設立された団体

保護者が家庭教育について学ぶと共に、地域全体で家庭教育を支援するために家庭・学校・地域の連携を進めている。

51 中央区子ども読書活動推進計画 (60 頁)

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13(2001)年)に基づき、中央区における今後 5 年間の子どもの読書活動の推進に関する施策の取り組みを示すため、平成 20(2008)年 3 月に策定した。

52 地方分権改革推進委員会 (62 頁)

平成 19(2008)年 4 月に地方分権改革推進法に基づき、内閣府に設置された機関で、内閣総理大臣に対し、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針の勧告と必要に応じて地方分権改革の推進に関する重要事項について意見を述べる役割を担っている委員会

53 レイマンコントロール (63 頁)

教育の専門家ではないが一般的な学識や経験が豊かで人格が高潔な方々による管理

参考「中央区の教育環境に関する基本条例」

平成11年4月1日条例第15号

一人ひとりの子どもが、その人権を等しく尊重され、心身ともに健康で、自主性と創造性に富み、人間性豊かに育つことは、私たち区民すべての願いである。

この願いを実現するためには、子どもが自ら学ぶ意欲を持ち、その能力に応じた教育の機会を得るとともに、良好な生活環境はもとより、人や自然との様々なふれあいを通して、人権を尊重する心、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などを培うことのできる環境が必要である。

すべての大人は、家庭、地域社会、学校、文化、風俗、自然など子どもを取り巻くあらゆる環境が、子どもの心身の健全な成長にとって極めて重要なものであることを認識し、教育的な見地からその維持向上に努めなければならない。

中央区、区民及び事業者が相互に協力しながらそれぞれの役割を果たし、より良い教育環境を実現するため、この条例を制定する。

(目標)

第一条 中央区（以下「区」という。）は、次に掲げる事項を目標として、学校環境の充実、健全育成の推進、地域活動及び家庭教育への支援、健康で安全な生活環境の確保等、教育環境の維持向上を図るものとする。

- 一 子どもが健康で楽しく遊び、学ぶことができるようにすること。
- 二 子どもの健全な育成を妨げるおそれのある行為を防止すること。
- 三 子どもと人、文化、自然等とのふれあいを豊かにすること。
- 四 家庭及び地域社会の教育力の向上を図ること。

(学校環境の充実)

第二条 区は、子どもが自らの個性を伸ばすとともに、精神的及び身体的な能力を十分に発揮し、発達させることができるよう、学校環境の充実に努めるものとする。

- 2 教育委員会は、区が設置する学校（以下「区立学校」という。）の施設及び設備の整備充実に努めるものとする。
- 3 教育委員会は、区立学校に勤務する教員が自らの資質の向上に努め、指導の内容及び方法を研究し、開発することを奨励するものとする。

(健全育成の推進)

第三条 区は、子どもの健全な育成を図るため、子どもが保護者、友達、地域社会の人々等とともに様々な体験や活動をすることができる場と機会の充実に努めるものとする。

- 2 区は、子どもの健全な育成を妨げるおそれのある行為を防止するため、区民等と協力して、清浄な風俗環境の保持等に努めるものとする。

(地域活動及び家庭教育への支援)

第四条 区は、地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することができるよう、地域社会における自主的な活動を支援するものとする。

- 2 教育委員会は、家庭における教育力の向上を図るため、情報の提供、相談体制の整備等の施策を講じ、家庭教育を支援するものとする。

(健康で安全な生活環境の確保)

第五条 区は、子どもの健康が保護され、生活環境が保全されるよう、安全な交通環境の確保及び大気汚染、騒音、日照障害等の防止に努めるものとする。

2 区は、子どもと自然とのふれあいが保たれるよう、緑地、水辺等の整備に努めるものとする。

(区民の役割)

第六条 区民は、子どもの人権を尊重するとともに、地域社会における相互の連帯と活動の活発化を図り、教育環境の維持向上に努めるものとする。

(事業者の協力)

第七条 事業者は、区の区域内において事業活動を行うに当たっては、良好な教育環境の維持に配慮するものとする。

2 区長及び教育委員会は、良好な教育環境を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対して協力を求めるものとする。

(国、東京都等との連携等)

第八条 区は、良好な教育環境を確保するため、国、東京都その他関係機関（以下「国等」という。）との連携を図るとともに、必要に応じ、国等に対して適切な施策を講じ、又は必要な措置を採るよう要請するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中央区教育振興基本計画検討委員会における検討経過

諮問及び第1回中央区教育振興基本計画検討委員会

平成21年7月3日(金) 午後6時30分～午後8時15分

教育長から中央区教育振興基本計画検討委員会へ諮問

議事の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 中央区の教育を取り巻く状況
- 3 意向調査について
- 4 スケジュール(概略)

計画に係るアンケート調査

平成21年7月13日(月)～17日(金)

アンケートの対象者

- 1 児童・生徒
小学校6年生・中学校2年生
- 2 保護者
幼稚園年長、小学校3年生、小学校6年生、中学校2年生
- 3 教員
校(園)長、副校(園)長、小中学校主幹教諭、
小中学校主任教諭(主任養護教諭を含む。)、幼稚園主任教諭

第2回中央区教育振興基本計画検討委員会

平成21年8月27日(金) 午後6時30分～午後8時40分

議事の概要

- 1 児童生徒・保護者・教員へのアンケート調査結果について(報告)
- 2 計画の基本的な方向と主な課題について

第3回中央区教育振興基本計画検討委員会

平成21年9月28日(月) 午後6時30分～午後8時30分

議事の概要

- 1 中央区教育振興基本計画骨子(案)
－ 今後の教育に関する基本的な考え方・体系等 －

第4回中央区教育振興基本計画検討委員会

平成21年11月9日(月) 午後6時30分～午後8時45分

議事の概要

- 1 中央区教育振興基本計画検討委員会中間報告(案)について

第5回中央区教育振興基本計画検討委員会

平成21年12月3日(木) 午後6時30分～午後8時10分

議事の概要

- 1 中央区教育振興基本計画検討委員会中間報告(案)について

中間報告のパブリックコメント

平成21年12月15日(火)～平成22年1月12日(火)

- 1 1名から延べ33件の意見

第6回中央区教育振興基本計画検討委員会

平成22年1月25日(月) 午後6時30分～午後8時30分

議事の概要

- 1 パブリックコメントの結果について
- 2 中央区教育振興基本計画検討委員会最終報告(案)について

答申

平成22年1月29日(金)

中央区教育振興基本計画検討委員会から教育長へ答申

中央区教育振興基本計画検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	備考
学 識 経 験 者	葉 養 正 明	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部部長	会 長
	安 藤 駿 英	日本教育会監事	副会長
	秋 元 有 子	白百合女子大学発達臨床センター研究員	
P T A	秋 山 慎 治	月島幼稚園PTA会長	
	村 上 尊 彦	明正小学校PTA会長	
	松 木 将 企	日本橋中学校PTA会長	
社会教育関係者	藤 枝 精 也	中央区地域家庭教育推進協議会委員	
	戸 井 誠	中央区青少年委員会会長	
校（園）長	信 田 幸 子	月島幼稚園長	
	下 川 幸 雄	日本橋小学校長	
	田部井 重 雄	日本橋中学校長	
区 長 部 局	小 泉 典 久	企画部長	
	小 池 正 男	区民部長	
	斎 藤 裕 文	福祉保健部長	
教育委員会事務局	齋 藤 弘	次長	

中央区教育振興基本計画

刊行物登録番号

21-116

編集・発行 中央区教育委員会事務局庶務課

中央区築地一丁目1番1号

電話03(3546)5503

印刷 株式会社ハギワラ企画

中央区築地二丁目8番1-601号

電話03(5565)8382